

平成24年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成24年12月14日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1	認 第 4号	平成23年度大竹市一般会計決算	決算特別 (認 定)	
第 2	認 第 5号	平成23年度大竹市国民健康保険特別会計決算		(認 定)
第 3	認 第 6号	平成23年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 4	認 第 7号	平成23年度大竹市農業集落排水特別会計決算		(認 定)
第 5	認 第 8号	平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算		(認 定)
第 6	認 第 9号	平成23年度大竹市土地造成特別会計決算	(不 認 定)	
第 7	認 第10号	平成23年度大竹市介護保険特別会計決算	(認 定)	
第 8	認 第11号	平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	(認 定)	
第 9	議案第61号	大竹市事務分掌条例の制定について	総務文教 (原案可決)	
第10	議案第65号	大竹市給食センター設置条例の制定について		
第11	議案第68号	大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正について		
第12	議案第69号	一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について		
第13	議案第72号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	生活環境 (原案可決)	
第14	議案第62号	大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について		
第15	議案第63号	大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定について		
第16	議案第64号	大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について		
第17	議案第66号	大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について		
第18	議案第67号	大竹市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について		
第19	議案第70号	大竹市暴力団排除条例の一部改正について		
第20	議案第71号	大竹市水道条例の一部改正について		
第21	議案第73号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
第22	議案第74号	平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）		
第23	議案第75号	平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		

+

第24	議案第76号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第1号)	}	(継続審査)
第25	平成24年陳情第2号	地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を 推進するため、地方建設業界の安定的な維持と 国の責任ある体制を求める意見書の採択につい ての陳情		
第26	平成24年陳情第3号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービス の体制・機能の充実にに関する意見書の提出を求 める陳情		
第27	平成24年陳情第4号	大竹市総合福祉センター駐車場の確保について の陳情		
第28	平成24年陳情第5号	シルバー人材センター事務局体制の強化に伴う 運営補助金の確保及び公共事業の発注による就 業機会拡大についての陳情		
第29	平成24年陳情第1号	小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情		まちづくり対策 (不採択)

○会議に付した事件

- 日程第 1 認 第 4号から日程第 8 認 第11号 (報告・表決)
- 日程第 9 議案第61号から日程第13 議案第72号 (報告・表決)
- 日程第14 議案第62号から日程第24 議案第76号 (報告・表決)
- 日程第25 平成24年陳情第2号から日程第28 平成24年陳情第5号 (報告・表決)
- 日程第29 平成24年陳情第1号 (報告・表決)

○出席議員 (16人)

1番	西川健三	2番	大井 涉
3番	網谷芳孝	4番	藤井 馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林 隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日域 究
11番	上野克己	12番	寺岡公章
13番	原田 博	14番	二階堂 博
15番	田中実穂	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	大原 豊
教	育 長	西尾裕次
総	務 企画部長	太田勲男
市	民 生活部長兼	塩田小百合

福祉事務所長
都市環境部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙
管理委員会事務局長
企画財政課長
地域振興課長併任
農業委員会事務局長
福祉課長
監理課長
環境整備課長
会計管理者兼会計課長
上下水道局業務課長
総務学事課長
監査委員
監査事務局長

長谷川 寿 男
北地 範 久
賀屋 幸 治
西岡 靖
政岡 修
中川 英 也
米中 和 成
青森 浩
野田 英 之
住田 優 子
重本 隆 男
小西 啓 二
黒田 孝 士
小松 正 二

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

正木 丈 治
三浦 暁 雄

十

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において、12番、寺岡公章議員、13番、原田 博議員を指名いたします。

本日の議事日程、議案審査報告について、陳情審査報告についてを議席に配付させていただきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第8〔一括上程〕

認 第 4号 平成23年度大竹市一般会計決算

認 第 5号 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 6号 平成23年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成23年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 8号 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算

認 第 9号 平成23年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第10号 平成23年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第11号 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（西川健三） 日程第1、認第4号平成23年度大竹市一般会計決算から日程第8、認第11号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、上野克己議員。

決算特別委員会議案審査報告書

平成24年9月14日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|------|-----------------------|-------|
| 認第4号 | 平成23年度大竹市一般会計決算 | 認 定 |
| 認第5号 | 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定 |

| | | |
|-------|-----------------------------|-------|
| 認第6号 | 平成23年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定 |
| 認第7号 | 平成23年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | 認 定 |
| 認第8号 | 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第9号 | 平成23年度大竹市土地造成特別会計決算 | 不 認 定 |
| 認第10号 | 平成23年度大竹市介護保険特別会計決算 | 認 定 |
| 認第11号 | 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 | 認 定 |

平成24年10月4日

大竹市議会議員 西川 健三 様

決算特別委員長 上野 克己

〔決算特別委員長 上野克己議員 登壇〕

○決算特別委員長（上野克己） 去る9月14日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第4号平成23年度大竹市一般会計決算から認第11号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、去る10月2日、3日、4日に委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、上野が委員長に、乃美委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により本日報告の運びとなりましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計及び関係する会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが御了承いただきたいと思っております。

それでは、初めに第1款議会費でございますが、まず、「会議録作成については、本年度の予算委員会で作成におよそ3カ月程度かかるということを知った。予算・決算はそれぞれの委員会の審査に反映されるため、一読し委員会に臨みたいと考えているが、いつもぎりぎりに公開されるため議事録を早く作成していただきたい。現在の状況がどうなのか、

そして、もう少し早く会議録を作成できないのかを伺う」との質疑に対しまして、「本会議については業者に委託し、次期定例会までに製本までを依頼しているので3カ月程度かかる。委員会については、業者による粗起こしの後、議会事務局の校正作業が場合によっては時間がかかっている。早く作成できるようにできるだけ努力をしたい」との答弁がございました。

次に、「定例会会議録は、コスト削減や製本の時間を省くためにも、製本しないで配布するというにはならないか」との質疑に対しまして、「会議録は、永年保管するためにも、保管に耐え得る範囲内の製本をしている」との答弁がございました。

次に、「議会改革の一環として、市民に議会の活動内容、施策の展開についての議論の内容を知ってもらうために、本会議だけでなく委員会もケーブルテレビで中継するためには、どの程度の費用がかかるのか」との質疑に対しまして「正式に細かい見積もりはとっていないが、委員会室のハード面での初期投資として約1,400万円という見積もりがきている。ランニングコストについての見積もりはとっていない」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、「職員互助会助成金は、職員のほか臨時・嘱託職員も対象になっているのか伺う」との質疑に対しまして、「臨時・嘱託職員は入っていない。福利厚生事業を行うための助成金であり、市の職員労働組合に委託をして事業を行っているところである」との答弁がございました。

次に、複数の委員より「定住促進事業は本当に人口減少に歯どめをかけるものとなっているのか。どのように総括しているのか問う」との質疑に対しまして、「企業従業員向けに作成したガイドブックは大変好評である。また、大竹のまちの魅力を発信するため、工場夜景のホームページ等を制作した。今後も情報発信を強化していきたいと考えており、現在、若手職員によるワーキンググループを立ち上げて、効果的な発信方法などを調査研究しているところである。人口問題に対する特効薬は発見できていないが、子供を3人生み育てられるまちづくりを基本に、第五次総合計画と定住促進アクションプランに沿って一つ一つ事業を進めていきたい」との答弁がございました。

次に、「栄ぐるりんバスについては、非常に心配している。今後の展望を伺う」との質疑に対しまして、「運行を始めて半年ではあるが、バスの利用が芳しくない状況は改善されていない。今後、利用者への聞き取りや地区住民へのアンケート調査などを行う予定である。これらを参考にしながら地元の方々と改善策を見つけていきたい」との答弁がございました。

次に、「職員と臨時・嘱託職員の人件費を比較検討したことはあるのか。一概に職員を減らすことが結果としてどうなのかと疑問を持っている。職員に経験を積んでもらい能力や技能を発揮してもらったほうが市民へのサービス還元につながると思うが、どのように考えているか」との質疑に対しまして、「平成19年度から平成23年度までの間で、職員の人件費は全会計で約2億8,000万円程度減額されている。一方、臨時・嘱託職員はおおよそ1億円程度増加しており、差し引き1億8,000万円程度の減額になっている。今の仕事を今までどおりのやり方で行えば、現在の職員数がいっぱいいっぱいではないかと感じている。支える人が減り支えられる人がふえる中で、行政の仕組みを根本的に変えていく必

要があると考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「社会福祉協議会、シルバー人材センターの昨年度の事業についてどのように評価しているのか。また、繰越金、積立金などがあるとしても常に補助金は出していくという考え方なのか伺う」との質疑に対しまして、「社会福祉協議会が行っている事業は大きく3つに分かれているが、その事業ごとにそれぞれ経理もし、適正に事業がなされていると判断している。介護保険事業などでは、経営努力もあり黒字経営をされているが、いろいろな事業をする中で投資も必要となることもあるため、収益が上がったら補助金をカットするというにはならないと考えている。シルバー人材センターについては、国からの補助金が減っているという中で、運営費に対する補助金の割合が60%程度ということで決して楽な経営ではないと聞いている。シルバー人材センターには「医療費の削減効果があること」「なくなった場合は生活保護が約4割ふえること」などが書かれた記事を見たが、市としても大いに助かっていると考えている」との答弁がございました。

次に、「なかはま保育所と本町保育所は建築年数も古くそろそろ限界だと感じている。今後の保育所の建てかえなど考え方を伺う」との質疑に対しまして「現在、保育所の再編基本方針を見直しているところであるが、方針を見直した後に、計画を立てていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「保育行政について民間と公立が切磋琢磨し盛り上げていくという話を以前伺ったが、切磋琢磨しよいいものを目指すのならば、数が偏ってはいない保育はできないと感じている。どのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「例えば公立を残すとしても、数で均衡を図るという考え方ではなく公立・民間双方の保育所がそれぞれの機能・役割を今以上に充実させ連携協力し保育ニーズに対応していくことで本市全体の保育サービスを向上させるという考え方に基づいて、基本方針の見直しをしていきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして第4款衛生費では、「平成23年度のがん検診について、飛躍的に受検者がふえている。どのような努力をし、こういう結果になっているのか伺う。また、各自治体とも、がん検診の受診率が伸びないということで大変な苦勞をしているが、厚生労働省が発表をしたがん検診の対策推進本部基本計画の中では、市町村の広報不足ということが大きな問題とされている。報道の中では手紙や電話で呼びかけても受信しない人に再度連絡するコールリコール運動をすると受診率を飛躍的に上げることができるとされていたが、大竹市においては実施しているのか伺う」との質疑に対しまして、「がん検診の受診率の向上については、特定検診と同時に実施することや土日の実施、あるいは集団検診の日数をふやすことなどにより実績を上げている。また、受診勧奨については、出前講座を実施したり、イベントの際にがん検診の受付窓口を設置したりということなどを実施している。そういう中でコールリコールという手法も使っている」との答弁がございました。

次に、「ごみの減量化をすることと福山発電所の契約どおりに固形化燃料を供給するということは、実態的には、相反することになると考える。ごみの減量化の目標が2割であるならば、経費の削減を試算しているのか。また、経費の削減は説明せずに負担額

だけの説明をするということはおかしいと考える。両方の説明をし協力を求めるというのが筋であると思うが、どのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「ごみを減量した時に幾らの経費が削減されるかについては、現在、試算をしていない。今後、生活環境委員協議会において、詳細についての説明を考えている。また、以前の審議会において、ごみの有料化の検討ということがあったため、今年の2月から審議会に諮って検討をしている。手数料導入ということをもってごみの減量を図ることが目的であり、減量をすることによって将来、施設が小規模で済むことなどを考えている。そういう目的をもって審議会に諮った次第である」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、まず、「県内の雇用状況は非常に厳しいとのことであり、大竹市内においても企業の撤退や工場の閉鎖もあるやと伺っているが、大竹市内の動向、雇用の見通しについてどのように把握しているのか」との質疑に対しまして、「広島県内の平均の有効求人倍率は0.87で、大竹地域の最新の有効求人倍率は0.67でありかなり厳しい状況と言わざるを得ない。市としてもハローワーク大竹としっかり連携して雇用を確保する努力をしていきたい」との答弁がございました。

続きまして、「緊急雇用事業や雇用創出交付金で補助金がもらえる事業があるのか問う」との質疑に対しまして、「緊急雇用事業は平成23年度で終了しているが、雇用創出事業における重点分野については平成24年度まで延長されている。関係課と協議を行ったが県の採択要件に見合う事業が見つからなかった」との答弁がございました。

続きまして、「以前、労働金庫の預託金問題で組織されていない労働者が利用できるようにしてほしいと言ったが、その後の取り組みはどうなったのか問う」との質疑に対しまして「利用の促進については、新聞の折り込み広告や市広報により周知しているが、未組織の方へも案内が徹底するようにしていきたい。また、地元の住宅施工業者を訪問し融資制度の説明を行った。また、新聞の折り込み広告・市広報に掲載したときは、かなりの申し込みがあるが、融資条件に適合しない方がほとんどであり、平成23年度1件の融資があった。今後も周知方法については、労働金庫と継続的に協議していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、「マロンの里の指定管理は1年契約であるが、商売をして市の補助金を減らし、売り上げを伸ばすという気があるのか。経営感覚を持って運営しているのか問う」との質疑に対しまして、「当然、経営感覚を持ってやっていたらいけないうことで、これまで農産物を週3回地元地域へ回って集荷されていたものが今は毎日集荷されている。これにより直販所の野菜の廃棄率もかなり減ったと伺っている。さらにマロンの里運営委員会において、皆さんで知恵を出しながらイベントの内容や運営の内容が改善されている」との答弁がございました。

続きまして、「イノシシによる家庭菜園等の被害もあると聞いている。市内でも狩猟免許を持つ人が高齢化等で少なくなっているが、広く市民に免許を与えて柵を設置するようにしたらどうか問う」との質疑に対しまして、「他市においては、猟友会自体が消滅したり会員も減少したりしている現状がある。猟友会自体、御苦労されている。難しい問題も含んでおり、今後も引き続き考えていきたい」との答弁がございました。

続きまして、「森づくり事業について、いろいろな制約があるのか。また用途は決められているのか問う」との質疑に対しまして、「森づくり事業の用途については、森づくり推進協議会を設置し、森づくり事業の活用や場所の選定について決定している。推進協議会には、森林精通者の方や県職員の方にもアドバイザーとして入っていただいている」との答弁がございました。

続きまして、「稚魚の放流については、何を放流しているのか。また、近隣の市町と放流に関して連携するのが大事なのではないか問う」との質疑に対しまして、「魚種としてオニオコゼ、マハタ、クロイソ、マダイ等を放流している。今後、近隣の市町と情報交換をして無駄のない稚魚の放流をしていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「市内では商店や事業所が減っている中、商工費は奨励金、分担金や補助金だけで商工業振興策・地域振興策となるものがない。ぜひ来年から取り組みたい企画案・提案があれば伺いたい」との質疑に対しまして、「市は基本的に、運営資金・設備資金など中小企業融資資金や商工会議所の運営する団体等の活性化の補助をしている。それをもとに商工業者の方が努力し、いろいろと考えて商売をされていくものと考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹市観光協会補助金の319万円の内訳について尋ねる」との質疑に対しまして、「亀居公園の桜祭りのぼんぼり設置に約40万円、三倉岳の山開きに約9万円、そして観光用宣伝費に3万円、三倉の山開き記念植樹等の観光宣伝整備活動に約6万円、そして、川祭り花火大会に167万円、そのほか約90万円を補助している」との答弁がございました。

次に、「川祭り花火大会において道路規制の問題があるが、毎年、道路規制をしなければいけない警察と商工会議所担当者、自治会担当者が何度も協議している。市も補助金を出すだけではなく、協議の場では市民の声を聞いて相談に乗り、また、警察との折衝の過程では応援するなどの対応ができないのか伺う」との質疑に対しまして、「花火大会の打ち合わせ及び会場設営の準備・片づけに携わっている。今後は、道路規制に関する協議の場については、商工会議所と話を詰めながら応援体制をとっていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費では、「土地開発公社の経営健全化補助金が年々減少し改善しているが、保有地の売却についてどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「土地開発公社については3種類の土地を保有している。まずは都市計画道路などをつくる事業用地、これについては売ることができない。2つ目の代替地は事業用地の代替ではあるが、売れるものは売っていくという姿勢で臨んでいる。3つ目のプロパー用地は造成用地であるが、これについては処分価格の見直しを行い若干ではあるが売れている。公社としては早く売りたいと考えているが、経済状況の冷え込みの中でなかなか売れない状況にある。今後も努力をしながら売っていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹駅東口広場整備事業に関し予算が執行されているが、「国や県の補助金を受けず市費で手当てをする事業費目と予定額を示してほしい」と以前、質疑をしたが、「今の段階では言えない」という答弁であった。議員としては、費用対効果がどうなるの

かということが一番の問題点であるため、市費の持ち出しがどの程度あるのかを明らかにしてほしい」との質疑に対しまして、「現在、大竹駅東口広場整備事業について、関係機関と協議、関連する部分の設計等を進めているところである。JR大竹駅の橋上化等についても、まだ基本構想の段階である。このあたりの事業費について精査をし、その事業費をもとに国の補助を検討し市費が幾らかかるのかということは今後、詰めて行かなければならない。このあたりの設計等が固まり次第、詳細なことについてお示しさせていただきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「三菱レイヨン横の立戸小島新開1号線を整備し交通量が非常にふえ、信号待ちの車により地域の方が困っているが、車両の数を軽減するためには小瀬川左岸の河川敷を利用する道路が大事な事業になると考える。県へ働きかけなどは行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「小瀬川左岸ルートは従来からの懸案事項であるが、地区懇談会等でも大型車両が多いので、迂回路を早くつくってもらいたいと地元からの要望を伺っているが、支障物件が多く事業費も莫大になるため、できるだけ県等で実施していただけないかお願いをしている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、「小さいまちではしご車を抱えると負担だが、消防を広域化すれば効率的に使うことができる。本当に広域化はできないのか伺う」との質疑に対しまして、「広島県が示した広域モデルは、自治体の人口規模により、それぞれメリット・デメリットがあることから、まだ合意に至っていない。将来的には県消防という体制を含め広域化もあり得ると思うので、今後も廿日市市との連携を強めていく必要はあると考えている」との答弁がございました。

次に、「コンビナートの毒・劇物の貯蔵施設に対し、耐震性の点検・調査を行う権限が大竹市消防にあるのか伺う」との質疑に対しまして、「消防法にかかわるものに関しては規制できるが、それ以外の毒物及び劇物取締法にかかわるものについては消防としての規制の対象にはならない。なお、平成7年の新しい耐震基準以前に構築された貯蔵施設の数や耐震強度は、現時点で把握できていない。今年度、広島県が防災アセスメント検討委員会を立ち上げ、企業に対し施設の調査等を行っているところである。その中で耐震強度等が原因となる災害想定が出てくれば、岩国・大竹地区石油コンビナート防災計画に盛り込んで、具体的に警防計画をつくっていくことになる」との答弁がございました。

次に、「消防車両の整備計画について伺う。また、再編交付金の活用方法として消防機材の整備は考えられないか」との質疑に対しまして、「常備の車両は15年、非常備は20年で整備計画を作成しているが、現状は計画どおりに更新できていない。再編交付金については、どうしても必要な事業に充てさせていただきたい。人命にかかわる消防に充当することは考えられる」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、「全国各地のいじめの問題を見ると、教育委員会や教師の側が覆い隠すような体制の中で問題が起きているのではないかと思う。どのように考えているか」との質疑に対しまして、「教育委員会からは各学校に対し、「いじめはある」という前提のもとに、細やかに子供たちの様子を見るように指示している。大竹市教育委員会と学校に隠蔽などはない。これからも保護者の方、地域の方とのネットワークを

広げ、いじめ防止に努めていきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「本市の学力の状況を見ると、小学校は全国レベル・広島県レベルを両方上回っているが、中学校は全国・広島県レベルを少し下回る状況になっている。今後の対応について何か考えているのか」との質疑に対しまして、「昨年度まで、市内3中学校が学力向上研究指定を県から受け、授業改善に取り組んできた。本年度も、小方中学校区が学力向上推進事業の指定を受け、小中9年間を見通した授業改善に取り組んでいる。年々、子供たち一人一人に確かな学力が育まれていると考えている」との答弁がございました。

次に、「学校統廃合に関し、「本当は学校をなくさないほうがよいのだが、保護者が先行して協議しているのではない」という声を地域住民から聞いている。保護者・地域住民にできるだけ丁寧に話をし理解を得て進めてもらいたいと思うが、どのように協議をしているのか伺う」との質疑に対しまして、「栗谷中学校については、今年度は休校で該当の保護者がいないため、まず地域との協議を持ちかけさせていただいた。川手地区では、保護者・地域住民の方と一緒に協議させていただいた場面も何度かある。保護者及び地域との協議は同時並行で進めており、意向を十分くみ上げるということでは丁寧な対応をしていると考えている」との答弁がございました。

次に、複数の委員より、「大竹市文化振興事業団を解散させるのではなく、一般財団法人として残す道はないのか」との質疑に対しまして、「公益法人制度の改正により、公益財団法人はもちろん一般財団法人であったとしても、経理的能力や指揮命令能力などを持った自立した法人であることが求められることとなった。これまで大竹市からの補助金を基本として運営してきた事業団には、自立のために一番必要な収入が見込めず、また教育委員会が策定した「これからの社会教育の取り組み」についての具体的なものがまだできていないこともあり、独立法人としては移行できないものとする」との答弁がございました。

続きまして第12款公債費では、「将来的に大きな事業を控える中、他の行政分野にしわ寄せするようでは困る。今後の事業執行についての考えを問う。また、利率の高い古い起債は借りかえをして実質負担を軽減してきたが、借りかえの許可を受ける上で、公共料金を上げるなど一定の条件はあるのか」との質疑に対して、「各事業の実施に当たっては公債費の一点を見ての判断ではなく、財政状況や予算全体のバランスを図りながら確実に事業を執行したいと考えている。また、起債の借りかえについては、現在の制度の中で、一般会計には改革をすれば借りかえが認められるという範囲の、高い利率の起債はない」との答弁がございました。

次に、「将来のお金を借りてくる繰上充用があるが、繰上充用は幾らでもできるのか」との質疑に対して、「繰上充用は、赤字をどう補填するかという決算処理の仕方である。現実論でなく建前論であれば、できると答えるを得ない。ただ当然、制限がかかり国から強い指導が入る形になる」との答弁がございました。

続きまして、第13款予備費では、「予備費は総額の何%以内という決まりはあるのか」との質疑に対して、「特に明確な基準はない。以前から2千万円を計上してきた経緯はある」との答弁がございました。

続きまして、歳入における一括質疑では、「市税収入の見込みでは平成22年度をピークに平成28年度まで減少し続け、実に11億5,300万円も減少する試算となっている。平成23年度の決算対比で減少幅の大きいのは法人市民税、固定資産税と主な市税が大きく減少している。特に法人市民税は、経済の停滞による企業の税収アップが見込めないのが数字にあらわれているようである。この市税収入の見込みで見ると、全体の経済が落ち込む中で景気の低迷による企業活動の停滞、人口減少が要因となって税収を下げたようであるが、この税収予測の中で緊張した財政運営が求められると思うが、今後の財政運営について伺う」との質疑に対して、「市税収入の見込みにおいて、償却資産については新たな大規模投資を見込んでいない。また法人市民税も先がわからない中で大きくふえる見込みはできない。財政推計はそれらの条件を用いているので歳入を低く見ている。このとおりになるとは考えていないが、このままの状況でいけば厳しい財政運営になる。景気も上がり投資もされ、法人市民税がふえていくことを期待している」との答弁がございました。

次に、「市営住宅について、来年4月から指定管理者の管理となるが、指定管理者に対して住宅使用料の収納率等の数値目標を明示するのかを伺う。また、住宅使用料の徴収については、従来、市が行ってきた方法とは違う方法となるのかを伺う」との質疑に対して、「指定管理者に当該年度の収納率の基準を設定している。基準は当該年度98.5%としてそれを上回るように努力するものとなっている。徴収方法は、市が行っていた方法に加えて指定管理者では夜間徴収も実施することになっており、滞納者との接触を密にして理解をいただくものとなっている」との答弁がございました。

次に、「生活保護法第78条の不正受給者の生活保護費返還金について、原因が年金収入不申告や資産調査による預金発覚などがあるが、生活保護の申請時に、もう少し厳正な審査をしていれば防げた件数があるのではないかと思うがどうか。また、不正受給発覚後に保護廃止となったケースや返還方法はどうなるのかを問う」との質疑に対して、「不正受給防止の取り組みは、年金や生命保険金等の受給権の確認調査、収入や世帯の状況に変動があった場合の申告義務の指導及び無申告の場合の不利益や刑事罰等の周知をしている。加えて税務課において課税調査をしている。しかしながら、毎年数件の不正受給がある。ほとんどが収入申告義務違反であるが、被保護者が申告義務を果たさなかったということだけでなく、福祉事務所みずから不正受給を防ぐために何ができるのかを十分考えて取り組みたい。また、不正受給が発覚した時点で再度資産調査をするが、既に消費されている場合が多く廃止すると生活ができなくなるため、廃止に至ったケースはない。返還については一括納付が原則であるが、保護継続中でもあるので生活保護費の中から分割納付をしている状況である」との答弁がございました。

次に、「固定資産税評価額はどのようにして決めているのか。国の地価公示価格は毎年発表されて、土地も下がっている状況だが、固定資産の課税見直しの評価がえは3年に一回となっており、その税負担は3年間は固定的に払わなくてはならない仕組みとなっている。所得税や市民税は毎年申告して誤りがあれば修正申告ができるが、固定資産税も納税者が毎年申告すれば、修正または減額をすることがあるのかを問う」との質疑に対して、「固定資産の価格は、国が定める固定資産評価基準に基づいて評価することとされている。

評価基準においては、地価公示価格及び不動産鑑定士による鑑定価格等を活用し、これらの価格の7割相当として評定するものとされている。また、地価が下がっている局面では、全ての土地について固定資産評価額を毎年時点修正という措置で見直しを行っている。この時点修正は、鑑定士からの時点修正率により市が行っている。なお、税金については評価額と課税標準額があり、実際の課税は課税標準額に税率を掛けるため、負担調整措置の関係で土地の評価額は下がるが、課税標準額が据え置かれる土地もある」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、「小中学校の平和教育とか最近の災害に関する防災教育が今盛んに行われているが、新聞紙面を平和学習の教材として活用することについてどのような取り組みをされているか伺う」との質疑に対して、「教材については、学校教育法で教科書以外の図書その他の教材で有益・適切なものは使用してもよいとされており、新聞記事等が入ると考える。平和教育という教科はないが、子供の実態であるとか地域の特色その状況等を踏まえながら、新聞記事の活用については学校が判断することになる。子供に教育効果が上がるものであれば学校が教材として扱っていくものだと考えている」との答弁がございました。

次に、「中国5県の九つの行政委員会の非常勤報酬をどうするかということが広島県を初め検討され、その非常勤委員の報酬を年額から日額に改めたということで、従来よりは27%の経費削減につながったと報道されている。本市も非常勤報酬を年額から日額にすることについて考えを伺う」との質疑に対して、「行政委員の報酬は月額、日額で定められている委員がいる。出席日数に基づいての日額報酬という考えもあるが、委員は出席しない日においても各自で研さんなり資料の収集・調査なりといった仕事もしているの、一概に日額がよいというようなことではないと思う。委員の仕事の性質など勘案しての報酬の定め方をすべきだろうと考えている」との答弁がございました。

次に、「監査の審査意見書の経常収支比率について、70%から80%に分布するのが標準とされているが、当年度は95.4%である。標準の70%から80%であれば2割から3割を投資的経費に使えるという解釈でよいか。また、そうであれば投資的経費が非常に厳しい単年度会計として続いていることになるので、標準に近づける努力が必要と思うが考えを伺う」との質疑に対して、「従来から示されている数字では、経常収支比率については80%を超えると財政構造の弾力性がなくなるとされており、非常に厳しい状況となっていると思う。ただ県内ほとんどが90%を超えており、広島県においても90%程度を目標にしている状況にある。経常収支比率については全国都市監査委員会が発行している監査手帳の中に70%から80%とあり、今の計算式に合わせて従来から行ってきたものである。しかし、標準という表現については今後考えさせていただきたい」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終結し討論に入りました。討論では賛成・反対の立場でそれぞれ1名ずつの委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「小方小・中学校の大願寺地区への移転、給食センターは自校方式及び大竹駅東口の開発は費用対効果について、それぞれの事業を問題視して議論をしてきたが、事実としては事業が進行していることから決算に反対する」との内容でござい

ました。

次に、賛成の立場では、「3日間、慎重に審査をして、特に大きな指摘事項もなく予算は適正に執行されているものと考え賛成する」との内容でございました。

以上で、討論を終結し、起立採決の結果、平成23年度一般会計決算は認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「国保の歳入について、予算を組む段階では国保料の引き下げのために基金を活用すると説明をするが、決算をしてみると基金はほとんど減っていない状況である。どういう予算編成をしているのか疑問を持っている。また、一般会計から繰り入れをしているが、この繰り入れは保険料の値上げを抑えるための繰り入れではないと考えている。どのような性格のものか説明を求める」との質疑に対しまして、「給付費そのものが見込んでいた数字よりも大きく変わることがあり、それと同時に国や県から入ってくる交付金の関係も状況により大きく変わる場合もある。そういった多くの要因により見込みよりも多くのお金が入ることや少なく入ることもあり、結果的に基金が増減されることになる。また、一般会計からの繰り入れは、保健事業や人件費などについて繰り入れをしており基準内の繰り入れである。これによって保険料が下がるということでない」との答弁がございました。

次に、「ジェネリック薬品について、利用がどの程度ふえているという把握をしているのか。またジェネリック薬品をもらう場合のお願いカードは皆が持っているのか伺う」との質疑に対しまして、「広島県や大竹市での利用がどの程度伸びているのか、まだ数字を把握していない。また、国保の保険証の更新のときにジェネリックのお願いカードを一緒に配布している。医師が処方をするときにカードを出し、ジェネリックの処方が可能である場合は処方される」との答弁がございました。

次に「介護保険の24時間随時対応サービスについて、広島県内では福山市と広島市が取り組んでいる。本市では事業所がないと言われるが、いつ取り組むのか伺う」との質疑に対しまして、「国・県や他市の動向を参考にしながら積極的に事業所をお願いに行くことを考えている」との答弁がございました。

続きまして、漁業集落排水特別会計、農業集落排水特別会計につきましては、関連がありますので一括して審査を行っております。

まず、「人口が増加し世帯がふえなければ集落排水施設は過大投資となり、徐々に市民の負担になりかねない。阿多田や栗谷における人口問題についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「山間部・島嶼部において人口が減りつつある中で、集落排水があることがその地域の魅力の一つになるのではないかと思われ、多くの方に住んでいただきたいが、即効性のある施策については現在持ち合わせていない」との答弁がございました。

次に、「栗谷と阿多田の人口動態を見ながら、定住促進をどう進めるかを戦略的な視点から検討しているか伺う」との質疑に対しまして、「阿多田島については、現在、広島県

と連絡をとりながら島の活性化について具体案をいろいろ検討している」との答弁がございました。

続きまして、港湾及び漁港施設管理受託特別会計では、まず、「大竹港の利用状況の推移を伺う」との質疑に対し、「平成23年度取扱貨物量が162万8,000トン、平成22年度が163万3,000トンでほぼ同じような状況で推移している」との答弁がございました。

次に、「港湾施設維持工事費350万円の内訳と漁港施設維持工事213万円の詳細について伺う」との質疑に対し、「港湾施設維持工事費の内訳は、小方港臨港道路のり面整備工事、小方臨港道路仮囲い撤去工事、そして東栄の埠頭内の道路補修工事等である。漁港施設維持工事は、主に阿多田港の舗装修繕工事である」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計では、まず、「地方自治法では適正な対価を得て資産を譲渡する。そうでない場合は議会の承認が必要だと定めている。適正価格というのは、鑑定評価額の7億1,300万円でもよろしいのか伺う」との質疑に対し、「適正な価格が何を捉えるかというのは非常に難しい部分であり、鑑定評価額は7億1,300万円、予定価格は約3億3,700万円と今まで説明をしてきている。一般的な土地であれば、通常の鑑定イコール時価ということになると思うが、大願寺地区については一年で売れる土地ではないので、数年先を見越し5年後の折り返し点を適正な価格というふうに判断している」との答弁がございました。

次に、「適正でない価格で売る場合に、議会の承認をもらおうと自治法に書いてある。もう一度筋道を踏まえての答弁をお願いします」との質疑に対し、「過去に3度売り出し、決まらなかった。平成23年度に鑑定士が評価した金額は7億円以上であった。そういう中で判断し約3億3,700万円という予定価格を決めた」との答弁がございました。

次に、「大願寺の処分価格が鑑定評価額とは違うが、監査委員として処分価格が適正かどうかということを検討はしているのか伺う」との質疑に対し、「検討については行っていない」との答弁がございました。

次に、「鑑定評価というのは、今の状態で売る場合に幾らが適正かということで評価した金額だと思うが、5年先や10年先で売れるかどうかということで決まっていないと考えるが、どのように考えているのか伺う」との質疑に対し、「鑑定評価のあり方としては、今の土地の評価という考えである。今から値段が幾ら下落するのかは鑑定士としては、「それは出せない」ということであつたので市で計算をしている。玖波8丁目の過去5年の土地の下落率を見て、一般的にはそういう下落率であるということは説明ができるという知恵も鑑定士からいただいたので、今から5年間値段が下落するであろうという見込みの中で計算した結果が約3億3,700万円である」との答弁がございました。

次に、「晴海第一公園について、地元話をし岩国大竹道路で立ち退いた商業者の方に移ってもらっているが、今回3区画ほど一般分譲されている。晴海の団地の人は、立ち退いた商業者のために公園を分譲することを承諾したのであって、一般分譲については納得していないと思うがどのように考えているのか伺う」との質疑に対し、「一般分譲については、岩国大竹道路対策特別委員会で報告しているが、地元での説明会の時にも売れなかった場合には、一般分譲もあると説明をしている」との答弁がございました。

次に、「平成23年の議案第68号財産の処分については、地方自治法第96条第8号に基づいた議決である。適正でない価格の場合は第6号での議決が必要になるため、予定価格が異常に安いということについては、一切クリアしていないと考える。また、最高裁の判例で、「地方自治法第237条第2項の議会の議決があったというためには、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議をされた上、当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされたことを要する」とあるが、どのように考えるのか伺う」との質疑に対しまして、「議員全員協議会、生活環境委員会等で、予定価格は5年後を想定した値段であることや鑑定評価が約7億円であることについて説明をしてきている。議案第68号の討論の際には、多くの議員から鑑定等よりも安く売ることについていろいろな意見を言われ、議会としてもそれを踏まえて議決をいただいたと考えている」との答弁がございました。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りました。

討論では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に反対の立場で1名の委員から、土地造成特別会計に反対の立場で2名の委員から討論がございました。

その要旨は、「執行部とは政策論・方法論に意見・考え方の違いがある。また、土地造成特別会計については、市の基本的な戦略自体に反対ではないが、公園を廃止するとか後から商店街との約束が出てくるとか、そのプロセスに大きな問題があることから、決算に賛成しがたい」というものでございました。

また、特別会計全てに賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

以上で、討論を終結し、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は起立採決により、いずれも認定すべきものと決めています。また土地造成特別会計は起立採決により、不認定と決めています。他の3件の特別会計は簡易採決により、いずれも認定すべきものと決めています。

以上が、3日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対してお礼申し上げます。

また、執行部においては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げまして決算審査の報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私も、決算特別委員会の委員に選ばれて参加をした一人でございますが、ただいまの委員長報告の中で、疑問に思う点がございます。

実は、オスプレイの体験搭乗については、かなりな長時間、委員会の中で審議をされました。また、時期的にも岩国の基地で体験飛行がなされるということで、市民の世論もかなり高まったという状況でありました。

また、大竹市におきましては、初めて町なかでオスプレイの体験搭乗に反対するという市民集会も開かれた。そういう状況の中で、決算特別委員会でかなりな長時間、議論があったわけではありますが、このオスプレイの体験搭乗に対しての記述が一切ございません。このことについて、なぜ記述がないのかということについて、お伺いをいたします。

○議長（西川健三） 11番、上野議員。

○11番（上野克己） 決算特別委員会の中で、そういう議論もされて十分きたというふうに思いますが、今先ほど発表いたしましたように、決算特別委員会の中での審査においては、十分にいろいろ意見、質疑、応答があった中で、オスプレイという一つの文言は入っておりませんが、中身の中では十分検討され、その中で時間の関係上、割愛させていただいた部分もあります。そういう中での今の委員長報告とさせていただきます。

○議長（西川健三） 8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） オスプレイの体験搭乗については、議会費の項でも長時間とりました。そして、総括の質疑でも、長時間の質疑があったということで見ますと、やはり委員長報告の中に、ぜひとも大切な大きな問題でありましたから、触れてほしいというのが私の思いでありました。ぜひ、今後そういう長時間にわたって議論がなされたことについては、記述をしていただきたいということを申し上げて終わります。

○議長（西川健三） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、大井 渉議員。

○2番（大井 渉） 認第9号平成23年度大竹市土地造成特別会計決算について、反対の立場で意見を申し上げさせていただきます。

昨年12月の定例会において、議案第68号として提案がありました大願寺造成地売却につきましては、過去において紆余曲折があり大変難しい問題であったことは、新人議員の私でも承知しております。しかし、市民の大切な財産ですので、問題点につきまして具体的に申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号において、適正な対価を得ず譲渡する場合は、条例の定めもしくは議会の議決を求められています。また96条1項8号では、96条1項の6号と7号を除いての政令で定める財産の取得及び処分する場合、議会の議決が必要だと定められています。昨年の12月議会の議案は、単に金額が2,000万円以上、面積5,000平方メートル以上の市条例の第3条の求める議決であり、そのことしか理由はありませんでした。

さらに地方自治法では、237条2項では、議会の議決による場合でなければならないと重ねて命じてあります。一連のプロセスに問題にあったことは明白であります。昨年の11月4日に開かれた庁議の議事録や同日開催された不動産評価審議会の記録票では、国家資格を持った不動産鑑定士が評価した7億1,300万円を適正価格として全会一致で決めてい

ます。ここまでは、正式な流れだったのだろうと推察されます。

問題はその後です。公募して12月19日の生活環境委員会までに、いつしか最低売却価格が評価額の半額以下の約3億3,700万円になっていました。いろいろ調べ勉強もさせていただきました。

まず、公有地売却手続の流れというところで調べさせてもらいました。書物、インターネット等、これにつきましては、提案募集（プロポーザル方式）でございますが、この方式の採用に当たっては、以下の留意が必要であると。まず1番として価格の決定に当たっては、鑑定評価等によって適正な額を設定すること。上位計画に位置づけるなどの方法によって、対象地の土地利用について目的や期待される効果について明らかにすること。3番目に選定方法の決定や借受人選定のプロセスの透明化を図るなどの方法により、土地利用の目的・売却方法に対するコンセンサスを形成するということが、ちゃんとうたわれております。

次に、徳島県の例ですが、県の公有財産の売却に当たっての質疑の内容の一部を紹介させていただきます。平成21年度第2回公有財産リフレッシュ会議というものがございまして、開催は22年3月24日に開催されております。この会議のメンバーでございますが、県の公有財産のリフレッシュ会議のメンバーのお名前は、小池さんという税理士の方、後藤田さんという弁護士の方、それからこの会の会長であります徳島文理大学の総合政策学部長の中村さんという方、学長でございます。それから四国大学の生活学部教授の原田さん、徳島県町村会常務理事の森さん、この5名でございます。この中で委員から、「予定価格を減額するとしても基準をはっきりさせないと危ない。国の通達では減額できるとされており、減額しろとは書いていない。20%減額した場合、高知県のようなやり方では住民訴訟の対象になりかねない。昔の判例で公有財産を不動産鑑定価格以下で売却するのは違法としたものがある。今でも有効な判例である。自治法でも適正な時価とは、鑑定価格だと解されている」。こういうことがちゃんと書いてあります。ぜひ皆さんも、御一読いただきたいと思えます。

このように、公有財産売却には、各自治体とも大変、苦勞しています。御存じのようにゆめタウン沖の県有地2万7,000坪も、イズミさんが購入すると言って最後には破談になりましたが、現在でも、まだそのままでございます。売却価格も公表されています。市長のような民間的な考え方で言うなら、当時、坪当たり10万円でゆめタウン沖の県有地を売り出した土地の合計金額は27億円を半額以下の12億から13億円で売却するようなものです。県がそのようなことをしますか。公有財産には法律が存在します。

例えば、市が所有する3,000万円の大竹市の土地があったとします。それを不動産鑑定士が3,000万円として評価したとき、市長の裁量で半値の1,500万円で売却して、これは2,000万円以下だからといって専決処分で行うと、こういうことを全部したら、大竹市はぐちゃぐちゃになってしまいます。

私の考えに、ぜひ御賛同いただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（西川健三）

他に討論はありませんか。

7番、北林議員。

○7番（北林 隆） 私は、認第9号平成23年度大竹市土地造成特別会計、賛成の立場で討論します。

これまで大願寺地区の土地造成については、議会としても早期売却へ向け、その努力を執行部へ強く求めてまいりました。昨年の12月定例会では、大半の議員は、過去3度の入札の不調から、土地が鑑定評価額の7億1,000万円よりかなり安く売りに出されるであろうと承知しておりました。執行部より、相応の説明も受けてまいりました。結果、市長の賢明な判断を支持し財産処分を議決したものです。150区画の宅地造成事業から得られる固定資産税など1,500万円の税収増と人口増が見込まれる。25年4月1日開校となる小方学園の通学の見守り、安心安全などに寄与するものと、賛成多数で議決されました。

反対と主張する議員の方の中にも、「土地売却価格の3億5,000万円は妥当である」との発言もありました。三井社宅跡地の売り出し価格を確認して、国の公示価格、高台団地である玖波8丁目を参考に、開発後の区画売却5年後の土地の下落率、道路、雨水排水などインフラ整備費も含め勘案し、予定価格最低落札価格となりますが3億3,000万円として、プロポーザル方式により公募したもので、議会としては全員協議会や委員会で説明を受けてきたものです。確かに、126億円で造成し他会計からの支援でやりくりする中、土地評価が年々下がるに任せ、そのまま放置できない、放置していても毎年、土地の管理費が100万円以上かかる。小方学園は開校する。消費税の導入、景気経済情勢で、先送りできる状況ではない。待てば誰かが土地鑑定評価額の7億1,000万円を買ってくれるのか、これも保証はありません。

私は、このたびの一般質問において、市長にノープレー、ノーエラーとにならないように戒めました。我々議員も同様です。何もしなければ何も失敗しない。何もしなければ何も失わない。しかし、何もしなければ何も得ることはありません。この件については、まさしく重大な決断がなされ、懸案であった大願寺地区土地造成事業を最終段階へと大きく導き、私は、これを評価したいと思います。我々議員としましては、大願寺地区土地造成地である小方ヶ丘によいまち大竹を、ランドマークとなるよう全力で応援していくべきではないかと考えます。

○議長（西川健三）

他に討論はありませんか。

4番、藤井議員。

○4番（藤井 馨） 私は、認第9号について、反対の立場で討論をいたします。

市長は、予定価格以上であれば適正だと判断して許可した。この予定価格というのは、いまだにこの算定方法が開示請求を出しても出てきておりません。しかも、これを行ったのは市役所内部の11名のみで決めております。後になって、最低価格は3億3,700万何がしというふうに出ております。もちろん、そのときの議事録は、「個人情報なので出せません」ということでございます。「3.5億円で売ったのは問題ないのか」というときに、担当課長は、「問題はない」というふうに答えております。「7億1,300万円の評価額のあるものを3.5億円で売却したことを、監査委員としてはどう考えているのか」という決

算委員会での委員からの質問がございました。監査委員は、「率直に言って、安い価格であると思う」というふうに述べられております。しかも、「市が売ったので仕方がない」とお答えになってますが、監査委員の立場からすれば、数字が合っておればそれは仕方がないということだろうというふうに考えております。

当時の会議の中で市長は、「予定価格3億3,700万円をつけたとき、職員から、鑑定価格より安く売却したら法律違反になると言われた。予定価格以上なら、幾らでもいいと思っている。消費税のことも考え、大手ゼネコンへ営業を行ったがどこも来なかった。民間にいたので、多少、土地はわかる。5億、4億を考えたが、自分なら3.5億円が頭に浮かんだ。決断したときに自分は覚悟をしている」というふうにお答えになっております。

私は、市長の会社ならそれで構わないと思いますけれども、この大願寺山の造成地は、市民の財産であります。この差額の支払いは、これから18年も先まで支払われることになっており、意見を言えない子供らが払っていくこととなります。このような理由で、私は採択することはできませんので反対いたします。

追伸として、私は決算委員ではなかったので傍聴席で聞いておりましたけれども、この事案はとても大きな問題であり、おおよそ2時間に及ぶ議論であったと思います。時間ははっきりしておりませんが21時ごろ、オブザーバーである議長が発言を求め、「自分の議員生活の中で、このような陰湿な決算委員会は初めてだ」というような発言がございました。この発言は、一生懸命審議している決算委員に対してであり、議会を冒瀆するものだと、私は非常に不愉快でありました。一言、つけ加えさせていただきます。

そういうことで、私は、この認第9号に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

○議長（西川健三）

他に討論はありませんか。

12番、寺岡議員。

○12番（寺岡公章）

私は、認第9号土地造成特別会計、委員長報告不認定について、反対の立場で討論いたします。

この件につきまして、大願寺地区の住宅販売ということで、決算委員会のほうで深い議論がいろいろされてこられました。実際、まちのほうに出ておられますと、既にまちの不動産の店頭のほうで、この物件について紹介もされ始めております。行政、市民にかかわらず大竹の大きな目標というのが定住促進ということは、決して外せない方向性だというふうに感じておるところです。その不動産業者さんも、大竹市内への定住に向けて民間としての役割を、このような形で果たして下さっていると。

このたびに、この案件が決算不認定となった場合、それらに対してどのように説明をしていき、どのように説明を果たしていくのか。そして次の施策がどのように展開されていくのか、そういったことが議論はまだされていないように感じております。

議会としましては、昨年の12月に鑑定価格、予定価格また売却価格など把握して理解した上で売却を認めた、議決した経緯がございました。これにより、次世代への課題が、一つ減ったというふうに思っております。今後は、それらをどのように生かしてまちづくりを

していくか、若い世代にとって夢の広がる場所になっていくのではないかというふうに思っております。

また、小方小・中学校が来年の春から開校ということで、議会のほかの場面では、「あのあたりに、空き地の真ん中に学校をつくってどうするのや」というふうな意見も多く飛び交い、どうやって住民、住んでくださる方を募るのかということも大きな課題となっております。それらが今、進み始めております。こんなことを鑑みまして、私としましては土地造成特別会計は妥当であると解釈しております。

委員長は、「不認定」というふうな報告をされましたが、私はそれには反対いたします。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私は、認第9号平成23年度大竹市土地造成特別会計決算の委員長報告、不認定に対しまして賛成するものでございます。

土地造成特別会計決算の認定には反対ということで、討論をさせていただこうと思いません。大願寺地区の宅地予定地部分の6.2ヘクタールの売り渡し価格の3億5,000万円は、鑑定評価額を議会に示さないまま議決されたものであります。議員全員協議会あるいは生活環境委員会において、この鑑定評価額7億1,300万円ということは、ただ一言、課長は、「今回の鑑定評価額は7億円ですけど」と、こう発言をされたのが一度だけであります。これは、質疑の中で発言されたもので、会場に参加されとった委員の皆さん、恐らく聞き逃したかあるいは正確な7億1,300万円という表現ではなくて、もう一度申し上げますが、「今回の鑑定評価額は7億円ですけど」これが、議事録に残っとるただ一言であります。

土地評価調書7億1,300万円は、平成23年12月5日のエポックワン有限会社とアオイ不動産との売買仮契約から11カ月後に開かれた平成24年10月2日から4日までの決算特別委員会に決算資料として、初めて出されました。ここで私は初めて、この鑑定評価書なるものを見たわけでありまして。このことから、鑑定評価額を議会に示し審議されたことにはなり得ません。

鑑定評価額以下で売買しようとする場合、先ほど、同僚議員からのお話もありましたが、その旨を議会に提案し、そして質疑をされ審議されなければならない。このことは、先ほど同僚議員が地方自治法で詳しく述べたところでございます。5年後の売却を判断したなどとしていますが、鑑定評価額というのは、5年後、10年後を見据えて鑑定評価をするわけではありません。そのことを、あたかも錯覚させるような発言を、皆さんで繰り返す。そして、予定価格を3億3,700万円と定め、予定価格を上回っていると鑑定評価額を大幅に下回る半額以下の3億5,000万円で売却を提案されたもので、売却を提案される場合は、先ほど申しましたように、当然にその鑑定評価額と売却価格の乖離を議会に示し、議会の承認を受ける必要があるものというように判断をしております。

大願寺地区が発展し住宅が建設されることに、私たちは反対するものではありません。しかし、そのことで議会の審議がなおざりにされたり、議会としてのチェック機能が失わ

れるようなことがあつてはならん。私はこう思います。市民に損失を与えるようなことがあつてはならないと考えて、この意見を述べさせていただいております。

私たち議会と議員は、きちんとした手続、法にのっとって進められることを尊重しなければならないと考えております。結果として、大願寺宅地造成事業は、市民に多くの負担をお願いすることになりました。学校を配置し宅地部分を売却しても、現金収入はたった3億5,000万円だけであります。127億円の起債の大半は、これから市民が払い続けていかなければなりません。今後は、小方小・中学校の跡地処分が新たな市民負担の懸念を生み出す可能性があります。負のサイクルが次々と訪れることのないよう、慎重な市政の運営が求められております。

以上の理由を述べて、土地造成特別会計決算の認定に反対をするものでございます。

議員の皆様の御賛同をお願いします。

なお、決算特別委員会の審査におきまして、先ほど、同僚議員の発言もありました。オブザーバーとして出席の西川議長が、決算特別委員を「今回の決算の委員のメンバーはおかしかった」とか「こんな陰気な決算は初めてだ」とか決算委員会と委員を誹謗中傷される発言をされました。決算委員から、「質疑の場から質疑をしてください」などの静止の発言があつたにもかかわらず、委員を中傷する発言は続けられました。決算委員は、大竹市議会の本会議において選出され、議会を代表してその審査に参加しているものであります。少なくとも議長として、あるまじき行為であることを申し上げるとともに、議長としての資質を疑わざるを得ません。

また、上野決算特別委員長は、このような議長の発言を静止されなかったことにも異議を申し上げて終わります。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 認第9号土地造成特別会計決算について、反対の立場で討論させていただきます。

正直言いまして、なかなかおもしろい討論になったなど、討論らしいなあという気がいたします。私が思うに、賛成の方がいて反対の方がいて、これでいいんだと思いますけど、賛成の方にぜひ言いたいんですけども、皆さんが言ってるのは、結果オーライなんですよね。今できて売れよるけんええじゃんかって、違いますか。そのことについて、私、反対しませんよ。私は昔、「ただでもいい」って言ったらいいんですけども、若干、記憶に残ってます。そりゃあ何とかするには、極端に言えば、ただでもやってくれる人がいたらお願いしたらいい。それを誰が決めるかっていうことが、法律に書いてあるんですよ、部長。わかりますか。目を開けて聞いてください。

要するに、「鑑定評価じゃなかったときには、どうしようか困つとるんじやが、あんたら、こんだけでも、半値でも売りたいんじやけど、どうかね」って言うて議会で諮られて、「ほういのう」って言うて、我々も連帯責任を持って決める。そういうふうには法律には書いてあるわけです。

きょうは、多分、傍聴の方もおられますし、テレビをごらんの方もいると思いますので、

ちょっと砕けた表現をお許してください。

公有地の売却においては、さっき言いましたように適正価格以下での売却を原則、禁じています。どういうことか言うと、市役所の向こうにスーパーマーケットがありますね。総菜売り場があります。値段が張ってあります。「知ったやつが来たけん安く売っちゃった」って言ったら怒られますよね。でも、閉店間近になったら、安く「半額」って張ります。張るじゃないですか。どうやって決めるか。例えば、「うちのスーパーは、閉店1時間前になったら、もう半額を張っていいです」っていうルールがあったら張っていいわけですよ。そうしたらアルバイトでも張れますよね。これが地方自治法で言ったら条例ですよ。条例で定めてあったら半額ってやっていいわけですよ。そうじゃなくて、1時間前にまだなっていないやけど、どうも今回、在庫があってこれ売れるかどうかわからなくて思ったら、店長に相談するわけですよ。「店長どうしましょう。こんだけあるんやけど、売れんかもしれません」て、「おう、ほいじゃあ、早いけどシール張れ」って。これが地方自治法で言う議会の承認ですよ。条例はないけど議会で承認したらいいっていう、わかりやすいでしょう。同じようなことなんですけど。

そのときに、今回のことは何が違うかって言うと、鑑定評価という最初の値段と思えるものがあってもかかわらず、それに5割引きを張るんじゃなくて、もとを張りかえてしまったわけですよ。7億1,300万円のところに3億3,777万8,342円という札を張ってしまったわけですよ。スーパーのレジに行ったらわかりますよね。500円の総菜が、半値が張ってあったらレジでどうなりますか。250円とは打ちませんよ。500円で打つんですよ。そして5割引きが出て、差し引き250円になるんですよ。会計処理も全部、うちにはこんだけ在庫が流れてきました。でも、こんだけ値引きで売り上げが落ちました。最終的にキャッシュをもらってるのはこれだけです。で、会計記録はちゃんと残ります。当たり前じゃないですか。昔のそれこそ上からかごをつつてあるような八百屋さんだったら、「おお、いいよ」って終わりでしょうけども、それは個人商店です。大きいスーパーは上場企業ですから、そんなことをしたら大ごとになりますね。ああいうところで変なことがあったら何が起るか。株主代表訴訟が起こります。今ごろ株主代表訴訟は、子会社、孫会社まで有効なんですよ。フェアということに対して、物すごい厳しい社会になってます。

今回においては、要するに、500円の総菜に、それをべったり隠すように新たに250円という値段を張ってしまったわけですから、これはおかしいよねって。そういうことでございます。

結局、張ったのもおかしいんですけども、何で3億3,777万8,342円になったかということは、聞かされてないんです。仮にそれが正しいとしたら、正しいとするなら、それを、この議会に出して、これこれしかじかで、売りにくいのは百も承知してますよ、皆さん。だから、それを議会に出して、「こうなってこうなってこうなって、わたしが市場調査したんじゃけど、このぐらいならおるんじゃけど、このぐらいから上は誰も買うてくれんよんよ」って言うんであれば、それをここでぶつけてやってほしかったんです。

そういうことで、安く売ったことそのものじゃなくて、あの金額で決定したという決定プロセスに大きな瑕疵があるということで、私は反対しております。

例えば、これがオーケーであれば、鑑定評価って何なんだって。鑑定士に対する鑑定評価、これも大事な税金を使って依頼するわけですけども、それ自体が今度は、不正不要の支出になってしまいますよね。「今度からうちの大竹市では、評価は皆さん、委員会をつくってそれで決めます。もしくは市長が判断力を発揮して決定します」って言えば、それで済むわけで、鑑定士さんに仕事ををお願いする必要はなくなるわけですよね。そのあたりが非常に矛盾を感じます、問題を感じます。

それで今回、本当、苦しいですけども、こんな反対討論をしてるんですけども。結局、通ってしまったわけですけども、そのときの雰囲気はどうだったかと言うと、これは市長の人徳ですよ。市長が一生懸命、悩んでやったんじゃない、認めてあげようよって、これ反対したらいけんわって、すごいそういうものはたくさんあったと思います。でも。あえてそれはそれとして、やっぱり、というかあの時点では、金額の多寡を問うような議案ではなかったですからね。さっき同僚議員の発言にありましたけど、5,000平米、2,000万円か、あの金額を超えているという地方自治法第96条の1項8号に基づく大竹市条例だけを根拠に出した議案ですから、そこでは3億5,000万円が高いとか安いとかいう材料はないわけです。だから、あのときに余りに簡単過ぎる議会でしたから、私は品格が問われるという理由で反対しました。正直そのときに、こんな地方自治法の詳細のことについてはわかりませんでした。でも、後からぼろが出てくるような物の決め方をしてほしくないなと思います。そういうことにおいて、あのまちが発展していきなり売れていきなり、そういうこと自体は、私は反対するものではありません。

議会の皆さんも議員の皆さんも、我々が決めるって決めてあることを執行部が決めてしまったんです。それがよかったっていうのは、おかしいと思いませんか。我々が権限を発揮して物事を決定するって法律に書いてあることを、我々をパスしていつてしまったんですよ。それがよかったっていうのは、非常にとんちんかんな発言だと思います。

最後に、あの委員会の最後に議長がおっしゃいましたよね。きょう、そのコピーをもらったんですけども、京都府の城陽市の、これはまた違うんですけども、議員が市長に対して、何か「冷血漢」と言ったという記事ですけども、それが、「地方自治法132条が禁じる無礼な言葉に当たる」って書いてありまして、これで市長が裁判を起こしたわけです。そうしたら、議員のほうの方が負けたくて、何か謝罪広告を出すというのが一審判決だったらいいんですけども、真剣な議論をすれば、若干、感情的になることはあります、誰しも。でも、私も時々言い過ぎますけども、議長におかれてもほかの議員さんにおかれても、言動には気をつけたいなと思ひまして、それを申し添えて、私の認定に反対する討論を終わりたいと思います。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

9番、細川議員。

○9番（細川雅子） 9番、細川です。

まず討論の前に、先ほどの同僚議員の、昨年の12月議会は市長が人徳があるから、いい人だから議案を議会が通したといった発言があったように聞きましたが、その訂正を求めたいと思います。私どもは、もちろん市長はお人柄のよい方だと思っておりますし、一生懸命

やっておられると思いますが、議案の提案があったときに、いい人だから通してやろうというそういう視点で審議をしている議員は、私はいないと信じておりますので、そのような理由で議案を通してはいないと思いますので、これは強く訂正を求めたいと思います。

討論に入ってもよろしいでしょうか。

○議長（西川健三） はい。

○9番（細川雅子） では、私は、ただいまの委員長報告の中の議案第4号から11号について、決算を認定する立場で討論させていただきたいと思います。

全般的に申し上げれば、平成23年度予算は、第五次総合計画基本構想に定められた笑顔・元気で輝く大竹のまちづくりを目指した第一歩の年だったと思います。予算で定められた一つ一つの事業を着実に進めてこられたと受けとめております。特に、大きく動いたのは土地造成特別会計です。

先ほど、「このたびの本会議での討論は討論らしい討論だった」というふうに言われた同僚議員もおられましたが、私は、一体今ここで、私たちは何について討論してるのかというのを、大変、戸惑って今までの反対をされた方の討論を聞いておりました。1年前にさかのぼって、ちょうど1年前の12月議会であれば、大変よくわかる討論なのかもしれません。しかし、私どもは、この大願寺の土地の売却の契約案件は、昨年12月の議会で定められたプロセスに基づいて、法に求めるところの実質的な審議がされての議決であったと思っておりますし、当時の私自身は生活環境委員でございませぬので、委員会での審議は傍聴という形で参加させていただきましたが、皆さん真剣に議論されておまして、しっかりと法的な実質的な法的に求めるところの審議がされていたというふうに思います。と申しますのは、生活環境委員会において、当然、今までの大願寺の売却にかかる経過も含めて、売却価格についての説明がされておりました。公募条件、予定価格算定の考え方、鑑定価格及び鑑定価格を下回ることになる予定価格等について、しっかりと説明があったと記憶しております。

きょうの討論の中では、地方自治法に規定された手続に不足があったとの主張をされている議員もおられるようですが、繰り返しになりますが、私自身は、しっかりと法に求めるところの実質的な審議がされての議決であったと考えております。というのは、ちょうど1年前、契約案件に反対された議員の皆様もおられましたが、鑑定価格よりも低い価格で売却するという説明があったことを認識された上で、販売価格については妥当な金額であろうと一言もつけ加えた上で討論されておりました。そのときのことを間違ったプロセスだったとか言われる方は、自分たちの立ち位置について、どのように考えているのかなというのを大変、疑問に思います。その後、当該地区の開発状況につきましては、皆さん御存じのとおりおおむね予定どおり進んで宅地販売も好調だと聞いております。

このたび本当に、決算委員会って、一体なんだろうというふうに一人一人、私も真剣に考えながら聞かせていただいた決算委員会でしたが、議員の立場としては、今、議会がすべきことは、小方ヶ丘が優良な住宅地として整備されて、子供たちの元気な声が聞こえるような団地となるように応援すること、さらに、大願寺地区、当該地区が売れたことによって、開発費との差額が市民に負担に行き過ぎないように、現在でも負担は行っており

ます。そこは承知しておりますが、行き過ぎないような努力を議会としても提案していくこと、それが私どもの務めだと考えております。

今後も、総合計画の基本理念に基づいた市政運営を貫いていただくことを期待して、認定の討論とさせていただきます。

○議長（西川健三） 続いて、討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 委員長報告に対する私の率直で端的な意見を述べて、反対の意思を表明したいと思います。

認第4号一般会計決算、認第5号国保会計決算、認第9号土地造成特別会計決算、認第10号介護保険特別会計決算、認第11号後期高齢者医療特別会計、以上の各認定案については、反対であります。認定はいたしません。

それで、若干、時間をいただいて私の反対理由を端的に申し上げたいんですが、23年度一般会計の主要な事業項目としては、大竹小・中学校の移転問題、給食センターの設置計画、さらには大竹駅東口の開発、これらは、従来の自民党型政治の延長線上で予定をされ計画されたものだというふうに私は評価しております。

それで、今日まで自民党政治がもたらした負の遺産、後始末をしなきゃならない財政負担が大変な状況です、大竹市も。そこを断ち切ろうというのが3年前の政権交代の大きな動機であったというふうに私は見ております。しかし残念ながら、この3年間政権を担当した政党も、とうとうはアメリカや財界や従来型の政治の枠組みに押し込められた。自民党が実施できなかったことをかわってやるような事態になって、今、選挙の過程で大変な国民的批判を受けておるのは御承知のとおりです。そういったことを踏まえて申し上げたいんですが、小方のまちづくりの将来的な展望に立った事業計画を、私は市長の手元に文書で提案と言え大げさかもわからんが、進言をした経緯があります。そこでは、全体計画をまず示して、展望の持てる事業をやっていくというのがベターだということを申し上げてきたつもりでございますが、今は、事業のための事業で、新たな財政負担を次々と背負わされるような事態になりつつあるということを、非常に危惧しております。

それで、具体的に学校移転の問題も、私は必ずしもあれでよかったんかということには大いに疑問を持っております。加えて、給食センターも設置をして学校児童の教育の一環としての給食活動がセンター方式になると。国のほうも必ずしもセンター方式がいいとは言っていないんです。財政的な面から、経費削減につながるということは触れておりますが、教育としての給食活動が自校方式がより勝っておると、これを普及すべきだということを言っているんです。だから今、教育の分野でも市場化に走って、経費が少なくなればええじゃないかという小泉方式の行政展開が強行されてるのが実態だと思うんです。ビルを建てるのに鉄筋の何本かを抜いて、後から地震が来て、あれは鉄筋が欠けとったと、本数が足らなんだというふうなことにもなりかねんようなことじゃあ困るわけ。しっかり将来を担う教育の分野での給食のあり方を見据えた上で、自校方式を発展・充実させるべきだというのが私の持論ですから、そういう意味では23年度予算に盛られたこれらの問題については、同意する気持ちにならないということを、改めて触れておきたいと思っております。

それから、東口の開発の問題も、右肩上がりの経済状況、時代背景をあれは設計されたもので、それを決めたことだからどうでもこうでもやるんじゃないというふうなことも、私としては大いに疑問とするところなんです。あれから言えば、人口は5,000人以上減つとるんだから。現在の人口推計でも、さらに東口の開発がもし強行されて完成の暁にはさらに5,000人減るといふ推計値まで出ておるのに、どこに費用対効果を求めるのか。どこに東口の開発によってにぎわいを求めるのか。もう不思議でいけんのですよ、私は。これも従来型の計画されたもんだからやるんだというふうなことで、毎年、やれ用地買収だとかやれ調査費とか、やれ設計の費用だとかいうようなことが毎年予算化される。これが一つ一つ議会が承認して、事実上、後押しするようなことになっておりますが、私はこの東口に要する費用を、もっと市民の日常的な要望から将来にわたる必要な分野へ投資するというのを考えるべきだと、こういうふうにあります。

それで、先ほど来、何人かの議員から、第五次総合計画がきら星のごとく事業計画が盛られて明るい展望を開けるじゃないかというふうなことをおっしゃったが、何が今の総合計画でそんなに安心できることがありますか。一番心配な老朽施設や耐震不足の施設の更新計画なんてありませんじゃないですか。それをもって第五次総合計画が未来の大竹や明るいものにするなんて、よう言えたもんです。言い方は悪いかも知れませんが、今、問題になっているのは、バブル期から今日まで一気に建設をされた公の施設の老朽化と耐震強度不足をどうするかということなんです。そんなことは総合計画の中に具体的に示されておりますか。一言あるのは、大竹会館の耐震診断をやるという一行にも満たない文言だけです。だから私は、根本的に、人口が減少する働き手が支えきれないような財政状況にもなるだろうということが心配されているこのときに、かつて開発によって都市間競争に勝たにゃいけんじゃどうじゃいうて旗振りをした自民党型の政治に区切りをつけて、本当に安心できるまちづくり、市民と協働、協力してのまちづくりを目指すべきだということを強く願っておりますし、そういうふうに進めるべきだというふうにあります。

以上、一般会計については、いろいろ触れたいことはあるんですが、既に私も、決算委員の一人であったし、23年度当初予算の予算委員でもありますから、その場では40項目も50項目も質疑を重ねて意見も述べ提案もしておりますので、参考になるところは大いに酌んでいただいて生かしてもらいたいということをお願いして、一般会計に対する反対の討論にします。

それから、国民健康保険のことですが、これも22年、23年、24年と3年連続の値上げです。それで本会議の記録を見ても、私が、「提案した基金が7億5,000万円もあるんだから、これを活用して値上げせんでもええじゃないか」とこう言ったら、「基金を取り崩して値上げを抑えるために3億6,000万円ぐらいしか残らんようになるんです」とこういう答弁をされとるんです。今一体、基金が幾らあるかといったら、7億3,000万円も4,000万円もあるんです。本会議の席で、責任ある担当者や市長のほうから、基金の活用はこうするんだとおっしゃって値上げだけはちゃっかりやると、こんなことじゃあ私はとても納得できんと思うんです。しかも24年度の値上げなんていうのは、一番、年金暮らしや収入の少ない人の世帯割、均等割を上げとるんよね。24年度はともかくとして、23年度は22年度

に1億8,000万円基金を取り崩して値上げを抑えるところ言ったんだから、それを一銭も基金は特別会計、国保には入れてない。それを踏まえれば、24年度は値上げせんでもええでしょう。それを22年も23年も24年も値上げをして国保の広域化が進められて、非常に高い国保料を負担している市町に、大竹は足並みをそろえるつもりですか。こんなことで、国保には反対です。

それから土地造成は、先ほど来、同僚議員が賛否いろいろ意見がありましたが、賛成する方の議論を聞いてみると、皆問題のすりかえよね。議会というのは、議案の上程されたときから、その妥当性なり法律・規定に照らしてどうかということを審議の上で、より市民に理解をされ納得をされ、財政的にも行政の姿勢やあり方についても、理解が得られるという方法をとるのがベターなんで、その役割を議員は持っている。私はこう思うんです。ところが結果がよけりゃあええじゃないかと、過程での話し合いはぐじぐじ言うなど。こういうようなことを言ったり思ったりしたんでは、私はよくないと思うんです。大きな市の財産、市民の財産を処分した経緯から言えば、あそこのイズミが商業施設を建設するというところで晴海の用地を売却したときに、私は言ったんですよ。イズミには坪当たり24万円ですって、その時期に鑑定評価をやったら42万円だと。だから市が市民の財産を処分するときには、時価と実際にかかった造成原価、これを比較して市民が不利にならない道を選ぶべきだと、こう言って本会議でも随分、議論したんですが、結局、そのときの答弁も言い逃ればっかりで責任ある答弁がないんです。しかもこのときも議長室で、当時の特別委員長と議長と市長と助役が相談して値段を決めた。後から私が追求したら、契約書も覚書も協定書も初めて出すというふうなことを、あのときにもおやりになった。だから、行政と議会の関係で言えば、そこはそれなりに規定なり規則なりルールがあるわけですから、そういったことで生の話ができる信頼し合えるような資料も出し説明もするということの大切さを、私は特に感じております。

土地造成特別会計については、これは売却して処分したからあれで一段落してけりがついたというわけにはいかない、今後、いろいろと市民の厳しい目もあり、関心も集めている状況ですから、大いに我々もそうした市民の皆さん方の疑問なり行政と議会との関係の問題を含めて、大いなる努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、介護保険の問題ですが、これも、23年度市のほうの努力で特養とショートステイの施設を増設するというところに取り組みされているいろいろ苦労されたんですが、残念ながら9月段階では応募がなかったということで、議会にも報告がありました。私は、機会を追って再三再四、介護保険の問題については、200人を超える特養への待機者もおられることだし早く施設の増設をということをお願いして、市のほうもその努力をされたんですが、結果としては、前半期、応募がなかったということでした。それで、引き続いて、まだ年度が終わるのは6カ月も7カ月もあるんだから、引き続いて23年度中に施設の建設に向けての公募をやってほしいということをお願いしたんですが、結局それはされなかった。24年度になって先般、ようやく見つかったということで、これはこれとしていいことなんです。あのときにも私は、市が所有する土地それから入所される方の家族や友人等が気軽に行き来できたり、交通の便もいいようなところを市が誘導して、それなりの援助ができ

るような方策を考えてほしいということをお願いしたんですが、それも今回は、かなわぬままに後飯谷のほうに建設されるということで、少し残念なんです。しかし施設ができるということですから、それはそれとしていいんですが、問題は、これが1年間、特養とショートステイの建設によってサービスに必要な費用がこれだけかかるからといって、介護保険料を4月1日から値上げをしないとね。これもおかしい話なんで、これは24年度のことですが、介護保険も2億円の預貯金があるわけですから、保険料の値上げなどしないで負担の軽減を図るなりそれからサービスのあり方についても、今までの要介護認定者1、2が要支援1、2に変更されるようなことがあってはならないということをお願いしましたが、現実には、そういうふうになっております。今までは、要介護1、2の人が、今は要支援1、2になって、貸与される器具というようなものも給付から外されたというふうな事例を最近、聞きます。保険料を払って介護がないというようなことになったんじゃないから、そういうことがないように特にお願いをしたいと思います。

認11号ですが、これも後期高齢者医療制度、政権交代の大きな要素になった問題ですが、結局、今の政権はこれも後回し。せめてこの問題についても、地方議員の一人ではありませんが、これからの国政の上で、後期高齢者医療制度がこれ以上大きな負担をしわ寄せしないように、年齢による差別なんていうのは世界に例が見ない医療サービスですから、撤廃をしてもらうように執行機関としても、高齢者の立場に立って対応をお願いしたいというふうに思っております。

以上、長くなりましたが、言い足らんところもありますが、反対の討論を終わります。

最後に、先ほど、どなたか決算委員会の席で、不規則発言があったと。私も同感です。議長の立場からすれば、高い立場で委員会審査の円滑な運営を指導といいますか援助するというお気持ちだったのかもわからんが、これはまさに不規則発言です。しばしば議案にかかわって、質疑にとどめようというのが基本的な委員会運営だということをおっしゃるんよね。しかし私は、質疑といっても意見を持つての思いがなかったら、これは質疑はできませんから、必ずしも機械的にこれはどうですか、教えてくださいというふうな議論の繰り返しではなくて、意見も含めて意見交換の場として、大いに柔軟な質疑応答をやるというのがベターだと思ってるんですが、あの場の議長の発言というのは、委員の皆さんの質疑のあり方や委員会の雰囲気を見ていろいろ意見を述べられた。議案とは全然、関係のない発言じゃったよね、議長。私はこれはちょっと問題があると思うんですよ。だから私はあの場でも、そういう運営上の問題なり議員としての質疑のあり方に問題があるんなら、休憩を取って、それで議長としての指導なり助言をするということがなされるべきだと。しかし、それは聞き入れてもらえずに、ずっと発言が続いて大方10分近くいろいろ委員会の審議のあり方や委員の発言にもかかわるようなことを議長としておっしゃった。私はちょっとこれはいただけんと思うんです。本来なら、そういうことがあると、委員会として委員長初め委員の皆さんから発言中止を求めべきだったと思うんです。しかし、私も委員長に質問の時間を求めないまま自席で、「そりゃ、休憩とってやるべきだ」と、「不規則発言だ」と、こういうことを言ったんで、取り上げてもらえなかったんですが、これは委員会審議に干渉するような行為で、議長としてはあるまじきその局面での対応ではな

十

かったかというふうに思っております。もし、私の意見がそうじゃないぞということがあれば、議長のコメントをもらいたんですが。

以上で、終わります。

○議長（西川健三） あと討論はありますか。何人か挙げてみてください。

では、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

なお、再開は1時10分からといたします。

~~~~~○~~~~~

1 2時02分 休憩

1 3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に討論はありませんか。

15番、田中議員。

○15番（田中実穂） それでは私は、決算の全てに賛成の立場、特に、土地造成に関するの討論をさせていただきたいと思います。

この大願寺の土地売却については、いろいろとこれまでも努力をしてきたところであります。特に、来年、25年度の4月からは小方小・中学校が開校するというので、当初からここがそのままの状態であれば、安全上の上からも問題があるんじゃないかという議員の中からの指摘もありました。そういった意味からは、この時期に住宅地としての形が必要であるということからも、ぎりぎりの時期ではなかったかなと思います。

そして、価格なんですけれども、この土地評価額は7億1,000万円ということなんですけれども、過去3回の公募で応募がなかったということで、このまま手つかずのままで置いておくと、今後、10年、20年も売れない不良債権となると、そういう可能性もあります。またさらに、その維持管理費と利息の支払い等も考えると、今回のこの公募にしてくれたその1社に売却したということ、契約になったということは、私は妥当でないかと思えますし、また、昨年12月議会でも全協で議会に対しても、監理課長のほうからも、予定価格の算定については、現在、地価が下落している中で、単に今現在の評価額、これを予定価格としたのでは土地の購入希望者があられないことが考えられますので、不動産鑑定士の知恵をかりながら検討した結果、宅地販売事業の中途の時期を設定することにより、予定価格の設定を行ったという御説明があり、議会でもそのことを了承した経緯があると思えます。

もしの話なんですけれども、今回、今、売却したわけなんですけれども、売れなかったらどうなるのかと、反対する議員もいらっしゃいますが、非常に私は反対する議員に対しては、無責任だなという感じがいたします。先ほど言いましたけども小・中学校が開校されるそのときに、家が1軒もないということで、安心の上から問題があるということをお知らせしたけども、さらに、多くの利息がかかっていくと。1年で1%としても10年で3,500万円とかいう経費が出てくるということからも、私は、今回、売却されたことによって、そこに住む新しく生まれる住民の税であるとか、あるいはまた経済活動によるまちの活性化

であるとか、そういったことにもつながっていくと思います。既に現在も、この大願寺の宅地については、多くの希望者があり、売約済みとか契約済みとかという状況にあることを考えてみても、私は、今回、この土地造成については、決して判断として間違っていないというふうに思います。

これからつち音が、学校ができ、そしてまた宅地が一軒、一軒でき上がるごとに、大竹のまた新たな出発になるのではないかと、大いに期待をしているところであります。

以上で、討論を終わります。

○議長（西川健三）他に討論はありませんか。

13番、原田議員。

○13番（原田 博） 認第9号平成23年度大竹市土地造成特別会計決算に賛成の立場で討論をいたします。

今回の平成23年度決算には、大願寺地区土地造成事業の宅地部分の売却が含まれた決算となっています。この大願寺地区土地造成事業は、大竹市にとって財政的な課題として、幾たびか議論を闘わせた事業であり、その事業を含んだ特別会計です。

6年前にさかのぼりますが、平成18年3月に、大願寺地区土地造成事業の債務の返済を平準化すべき議論がなされ、その中で大願寺地区造成地の売却予定を41億円とすることが示されました。その後、平成20年2月にこの41億円を学校用地28億円、宅地部分を13億円とするの方針が市長から示されました。平成20年11月に最低売却価格を10億5,400万円として宅地部分の売り払いの募集を行いました。 十
 応募者がゼロという結果になりました。その後、続けて2回目、3回目と宅地部分の売り払いの募集をしましたが、残念ながら再び応募者がゼロであったということは皆様、御承知のとおりでございます。4回目の募集を平成23年11月に実施し3億5,000万円での売却に至りました。

議会としては、昨年12月、鑑定評価、売却価格などを含め種々いろいろな視点から議論した結果、開発業者に売却することが議決されました。私としても、議会が議決したその重み、責任は大きなものがあると思っています。まさに平成23年3月に策定いたしましたわがまちプランに沿って、大竹市がよいまちに向かってとどまることなく着実に坂を進み続けるため上っていくために、宅地を売却したという結果を残した決算だと、私は認識しております。

一方、土地造成特別会計の地方債務残高は、平成17度末は126億2,900万円、自然公園用地を一般会計で購入いたしていますが、平成23年度末で約84億7,500万円となり、約41億円減少し、債務の減少は着実に進んでいると思います。つまりは、重ねて申し上げますが、私としては大竹市にとって大竹市民にとって、よいまちに進んでいくために苦渋に満ちた決断の決算、そして節目の決算であったと捉えています。

御承知のように、いろいろとる皆さん方から紹介ありましたが、民間業者に売却した宅地部分については、大願寺タウンとして大手ハウスメーカーも参加して分譲が進んでいるように聞いています。

土地造成特別会計のことではございませんけど、先の先輩議員の賛成討論にもありましたように、来年4月の小方小・中学校一貫校が開校する前に、その宅地小方ヶ丘大願寺タ

ウンに家が建っている状況だともお聞きをしており、そのことは安心安全な学校として、保護者、地域、大竹市民など関係者にとっても喜ばしいまたうれしいことだというふうに思っております。

最後に、この特別会計の位置づけは、今からも大願寺地区土地造成事業、晴海第一公園、小方小・中学校跡地用地などの利活用・売却などや財政問題を含め、今後の小方まちづくり、本市のまちづくり、わがまちプランに沿ったよいまちに向かって大きな重要な部分・役割を占めていく担っていくことには変わりありません。その方向性を握っているのは、現在もこの地で経営そして操業していただいております多くの企業の今後の維持そして発展の動向です。私としても、これら企業の存続のために少しでも努力したい頑張ってみたいということをあえて申し上げ、認第9号平成23年度大竹市土地造成特別会計決算について、賛成討論といたします。

○議長（西川健三） 続いて、討論はありませんか。

6番、児玉議員。

○6番（児玉朋也） 私は、平成23年度大竹市一般会計決算並びに特別会計決算、認第9号を除き賛成の立場から討論を行います。

認第9号は委員長報告に反対の立場で討論いたします。

一般会計の実質赤字比率全ての会計での連結実質赤字比率において、ともに黒字のため比率なしとなり、実質公債比率でも単年度では15.5%で、前年度に比べて1.2ポイント改善しております。将来負担比率についても245%で、早期健全化基準350%を下回った数値を示しており、国の示す健全な財政の基準内になっております。内閣府は10月の景気動向指数速報で、リーマンショック後の2009年4月以来の景気悪化を示し、景気後退の可能性が高いとしております。景気の低迷は、本市においても歳入に大きく影響し、23年度歳入も、前年度と比較いたしますと13億円減少しております。そのような中で、市税収納率は平成17年度から引き続き県下の市で1位と、市税徴収事務関係者の日々の努力が顕著に決算の数字に出ております。今後、これらの税収を安定的に運営していく仕組みづくりへの構築を期待いたします。

また、がん検診の受診者が飛躍的にふえており、医療費抑制策を確実に実施されたと理解しております。今後の医療費削減にもつながるものと、大いに期待するところです。

土地造成特別会計での大願寺処分後、早くも157区画の造成工事が完成し一般分譲が開始され、土地は700万円台の価格設定が多いと聞いております。子育て世代が購入しやすい価格設定となっており、今後は安定財源である固定資産税の増加が期待できると思います。少子高齢問題、景気低迷、税収の減少、人口減少は、大竹市のみに限られた問題ではございません。国も広島県も大竹市も地元自治会も一つの家庭も、大小の違いはありますが同じ問題を抱えております。定住促進を図れば、これら多くの問題の解決に近づきます。

近い将来に消費税増税が懸念され住宅ローンも低金利を推移している昨今には、大竹市にとっては定住促進を進めていくために、この地を新たな財産として最大限に活用すべきだと考えます。

一般会計と特別会計の決算特別委員として、各項目ごとにおいて審議をしました。審議

していく中で、執行の前に私自身がもう少し勉強すべき点があったのではないかと、別の形で予算執行があったのではないかといろいろと思う点もございました。ときには後を振り返り反省することをないがしろにはなりません、時計はもとには戻りません。反省点を学習しながら、行政としては今後へつながることへの努力と研さんを重ね、大竹市に愛着と誇りを持てる市民を少しでも多くふやしていく運営を望みます。地域資源とされる自然・人材・社会の仕組み・文化・歴史など大竹市が持っている財産全てを生かしたまちづくりを目指す姿の第五次総合計画に沿った適正な決算と捉え、平成23年度一般会計決算、特別会計決算ともに第9号を除き賛成の立場で討論いたします。第9号は委員長報告に反対の立場で討論いたしました。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第6号平成23年度大竹市漁業集落排水特別会計決算、認第7号平成23年度大竹市農業集落排水特別会計決算及び認第8号平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算の3件について、一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第4号平成23年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって本件は、認定することに決定いたしました。

続いて、認第5号平成23年度大竹市国民健康保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第9号平成23年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不認定であります。

したがって原案について、起立により採決いたします。

ここで念のため御説明いたします。

委員長の報告は不認定ですが、ここでは本件を認定すべきかどうかを諮ることになります。採決に当たっては、委員長の不認定の報告にかかわらず、本件を認定すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは本件を起立により採決いたします。

本件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

続いて、認第10号平成23年度大竹市介護保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第11号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第9～日程第13〔一括上程〕

議案第61号 大竹市事務分掌条例の制定について

議案第65号 大竹市給食センター設置条例の制定について

議案第68号 大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正について

議案第69号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第72号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（西川健三） 日程第9、議案第61号大竹市事務分掌条例の制定についてから日程第13、議案第72号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）に至る5件を一括議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、細川雅子議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成24年12月5日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                          | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第61号 | 大竹市事務分掌条例の制定について            | 原案可決  |
| 議案第65号 | 大竹市給食センター設置条例の制定について        | 原案可決  |
| 議案第68号 | 大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第69号 | 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第72号 | 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）      | 原案可決  |

平成24年12月6日

大竹市議会議長 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長（細川雅子） 去る5日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案5件につきましては、6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第61号大竹市事務分掌条例の制定についてでございますが、本件では、「市民サービスの維持・向上、発展のためには、組織を機能的・効率的に動かしていくことが大切であり、組織をつくるということが目的ではないと考える。また、社会・経済・自然環境などの著しい変化に対応するためには、高度な専門知識を持ったプロフェッショナルの人材育成が大事と思うが、見解を求める」との質疑に対し、「組織は行政サービス、行政事務を行う上での手段にすぎず、職員がどのように職務を遂行していくかが大事である。組織をつくるのが目的ではなく、第五次総合計画の実現を目的とした組織変更だと考えている。なお、職員には総合職と専門職の2つのパターンがある。それぞれの能力を最大限発揮する形で人事異動等を考えていきたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号大竹市給食センター設置条例の制定についてでございますが、まず、「大竹市学校給食審議会と大竹市給食センター運営委員会の関係について何う」との質疑に対し、「現在審議会を設置し、市で統一した給食運営を図っているところだが、平成25年4月から給食センターで一括調理を行うことになるため、審議会の機能を新たに設置する給食センター運営委員会に移すものである。運営委員会は、審議会の受け持っている役割に加え、給食の単価決定、納入業者の決定、衛生管理など学校給食に関する事項

について協議していただく機関になる」との答弁がございました。

次に、「運営委員会の規模はどのように考えているのか」との質疑に対し、「運営委員会委員は小中学校の校長、PTAの代表、学校医など15名前後で発足する予定である」との答弁がございました。

次に、「給食センター職員の人数と役割はどのようになるのか」との質疑に対し、「給食センターにおける調理業務及び配送業務は民間事業者への外部委託により行うこととしているが、施設管理・献立作成・食材の発注等の給食管理指導は市が責任を持って行う。そのために必要な職員を置くことになるが、具体的な人数等については、まだ煮詰めていない」との答弁がございました。

次に、「必要な職員の人数等が決まっていないとのことだが、来年の4月までそれほど日数はない。運営委員についても、人選をもっと早くして、きちんとした組織にしなければならない。間に合えばよいというのでは困る」との質疑に対し、「運営面等については早急に決定していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、委員1名より賛成の立場から討論があり、その内容は、「条例案の第5条に、「給食センターの運営その他必要な事項は、教育委員会が規則で定める。」とある。一方、現行の学校給食運営規則の中には、いろいろな取り決めが明記されている。この条例案に書いてないことをしっかりと精査し、今後定める規則に明記することを努力していただくよう強くお願いして、賛成する」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第68号大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正についてでございますが、「町名を漢数字にしようとする狙いを問う」との質疑に対し、「市の条例の中で、漢数字とアラビア数字が混在していたことが一番の理由である。国語の表記において固有名詞は漢数字で書くことから、今回、町名を漢数字で統一するものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第72号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、まず、「生活保護費の中で医療扶助費が当初予算から23%強という突出した増加を見せている。この要因について問う」との質疑に対し、「受診件数の総数は、昨年度と比較して4%程度の増加の見込みだが、今年度は、がん、心臓病、脳梗塞などの大きな病気にかかる被保護者が多くなったため、医療扶助費が高額になった。また、本市の生活保護受給世帯の40%以上が高齢者世帯であり、こうした高齢者が病気等で入院することがふえる状況にある」との答弁がございました。

次に、「携帯型磁気ループシステムについて説明を求める」との質疑に対し、「難聴者や高齢者等で聴力に障害のある方の聞こえをサポートするシステムを、サントピア大竹とアゼリアホールに設置したいと考えている。会議や講演会等への参加など、情報のバリアフリー化と社会参加の促進につながることを期待するものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました、議案5件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 委員長のほうで、議案第65号大竹市の給食センター設置条例の制定についての報告がありましたが、私は、一貫してセンター方式はやめて自校方式を維持発展させるべきだという立場をとってきました。改めて、自校方式を理解してもらいたいと思

十

います。それから、この給食問題について、もともとが審議会に教育委員会のほうが諮問した当初から、結局は教育の上でどうあるべきか、教育活動の一環としてどうあるべきかというようなことは論議されとらんのです。自校方式でやれば、これだけの費用がふえるとかいう財政的な側面だけで議論されて、またそれを教育委員会も誘導してきた嫌いがあると、私は議事録を読んで率直に感じております。OECDの加盟国の中でも教育費に関する国費の投入額は、日本は3年連続最下位という実態を考えてみても、経済大国といわれる世界の中で、1番だとか2番だとか3番だとかいうことをいわれながら、教育の面ではこういうような実態を考えれば、金を出し惜しみをして教育の手抜きをするようなやり方には、私は到底、賛成できないということを加えて反対の意見とします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

5番、乃美議員。

○5番（乃美晴一） ただいま反対のありました議案第65号給食センター設置条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この案件につきましては、予算の執行を含め予算の段階もありますが、議会としても少数意見を大事にしながら、デリバリー方式がいいか自校方式がいいか給食センター方式がいいか、さまざまな形で議論をしてきました。その結果、また合議という形で給食センターの設置と、それが一番ベストであろうという判断をさせていただいたという経緯があり

ます。

また、本市の労働事情、特に共稼ぎが多いという労働事情に鑑み、中学校での完全給食もこれにあわせて始まる予定になっております。さらには、大願寺地区に上がっていただきますと、来年2月には給食センターも完成予定となっております。このことで、市民の長年の希望であった子育て支援に一度に大きく寄与するものだと確信をいたしております。食育教育につきましても、給食センターを活用してしっかりと行っていくんだという意思が、教育委員会初め市長部局から提示をされております。そのことをしっかりとさせていただいて、今後の教育行政の一助となるものというふうに期待をしてやみません。今後とも、今行われている工事が順調に進みまして、来年4月から新しい給食センターの運用が円滑にスムーズに進むことを期待して賛成をさせていただきます。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち議案第65号大竹市給食センター設置条例の制定についてを除く4件を一括を採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第24〔一括上程〕

議案第62号 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第63号 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定について

議案第64号 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第66号 大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

議案第67号 大竹市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

議案第70号 大竹市暴力団排除条例の一部改正について

議案第71号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第73号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第75号 平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（西川健三） 日程第14、議案第62号から日程第24、議案第76号に至る11件を一括議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成24年12月5日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第62号 | 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第63号 | 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第64号 | 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第66号 | 大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第67号 | 大竹市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第70号 | 大竹市暴力団排除条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第71号 | 大竹市水道条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第73号 | 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第74号 | 平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第75号 | 平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第76号 | 平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |

+

平成24年12月7日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは去る5日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案11件につきましては、7日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第62号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について及び議案第63号大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定についてでございますが、本2件につきましては一括して審査をいたしておりますので一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず「RDFに取り組んでいる市の中で、本市の中間処理費が突出しているのはなぜか伺う」との質疑に対しまして、「中間処理費の中には、処理を業務委託したもの、内部で分別作業をしたものなど全てを含んだ額となっており、RDFの製造費も含んでいる。他市と違うのはRDFの製造費と考えているが、製造施設の規模や運転時間の違い。また、施設の構造の違いなどにより差が出ていると考えている」との答弁がございました。

次に、「本市は分別や資源ごみについて、県内でもトップクラスと聞いており、市民は非常に協力的なまちだと考えている。しかしながら、ごみの排出量が多いのはなぜなのか伺う」との質疑に対しまして、「本市のリサイクル率は高く集団回収はトップであるが、排出するごみ量については、リサイクルで減っているにもかかわらず平均以上の排出量がある。市民の中でごみの減量に取り組んでいる団体の方などは非常に意識が高く、この方たちの協力のおかげで資源回収が県内でトップになっている。しかしながら意識の低い方との温度差が激しいため、全体として排出量は減っていないと考えている」との答弁がございました。

次に、「住民説明会を18カ所で予定をしているが、議案が決定した後に説明をするのではなく、住民説明会を開き、ある程度の市民理解を得てから値上げをするべきと考えるがどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「今までも、アンケートや市広報、地区懇談会などにおいて市民からの意見を聞いている。まずは議会で了解をいただいたものを持って、次に市民に決まったことを「このように取り組む」という説明することを考えている。決まらないことの説明ではなく決まったものでの説明を考えている」との答弁がございました。

次に、「今後の最終処分の問題も含め、ごみは減量化しないと日本の循環型社会が成り立っていかないと考える。ごみの減量化を図るための有料化という提案であるが、市内ではさまざまな団体がごみの減量化に取り組んでいる。行政としてごみの減量化を全てやり尽くしての提案なのか、それともまだやるべきことがあるが前段として有料化を提案するのか伺う」との質疑に対し、「過去においても、ごみを減量する努力をしているが、今後でも減量の努力は継続していく。ごみの減量化に効果があることの一つとして、受益者負担

の観点から料金の適正化を図るということが、以前から行財政システム改善実施計画の中でうたわれてきている。その延長線の中で効果があらわれると判断し提案している。また、可燃物の中に金属類等の混入を防ぐことにより機械の故障を極力防ぎたいという思いもある」との答弁がございました。

次に、「廿日市市は、現在、可燃ごみの有料化をしていないが、今後の有料化の方向性について情報があれば教えていただきたい」との質疑に対し、「廿日市市では審議会が今、開催されているところであり、方向性については承知していない」との答弁がございました。

次に、「値上げによるショック療法で市民の意識や協力が得られると考えているのか。また、全国的にも有料化から一、二年はごみの量が減っているが、それからはごみの量が多くなっている。結局、税金を投入しなければごみ処理ができないというのが実態である。住民と行政が循環型社会の形成という大義に立ち、膝を突き合わせ市民の理解や協力を求めるということが行政の基本になるべきと考えるが、どのように考えているのか伺う」との質疑に対し、「岩国市は、0.8円で有料化を導入したが、7%の減量を維持している。有料化を導入した後の施策が重要と考えている。また、市民の理解については2回にわたり市民アンケートを実施している中で、ごみを有料化することについては「やむを得ない」という意見が50%を超えているということで判断し、議会に提案をしている」との答弁がございました。

次に、「ごみ減量2割削減を目標として有料化するとあるが、本当に達成できるのか伺う」との質疑に対し、「2割削減は目標である。必ず達成するとは言えないが、目標に向かって全力を尽くしたい」との答弁がございました。

他にも質疑がありましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、委員から「継続審査とすべき」との意見がございましたが、起立採決の結果、起立少数で否決されました。

続いて討論に入り、賛成・反対の立場でそれぞれ3名ずつの委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「継続審査を希望するが、否決されたため反対せざるを得ない。市民に、ごみ処理に使われている税金がどの程度かという実態についての情報の公開・提供が少な過ぎる。負担をかけることによって市民の意識が変わるだろうということに期待する行政のあり方には納得できない。議会の議決を背景に有料化の説明をしても意味がない。有料化の前に実態を説明し情報も提供し、市民の協力を求めることを基本にしながら循環型社会の形成への道を開いていく努力こそすべきである。また、第五次総合計画の基本理念、「協働のまちづくり」や「市民参画」は、市民にいかに周知するかということの基本にしている。市民によく説明していただき多くの方の理解を得てもらいたい」というものでございました。

次に、賛成の立場では、「4カ月の間、いろいろなことを勉強し、その過程の中では、このタイミングで有料化を実施するのは「いかがなものか」という考えであったが、結論を出すに至っては、今を逃すと市民に周知する時間もないと思っている。有料化の実施後、

どのようにごみの量が推移するのかチェックしながら、減量化に効果がない場合は、二、三年後に料金の改定も視野に入れるべきと考える。また、市民と意見交換会をしたが、ごみ有料化の問題が大きな話題となった。厳しい意見も多かったが、理解し「仕方がない」と考えている方も多いと感じた。無料か有料かと聞かれると、誰に聞いても無料に決まっている。国レベルで財政が悪化している中で、いつまでも無料というのはどうかと考える。アンケートや集会での説明については、アンケートのほうが真実味があると思う。集会で住民の意見を聞くと「誰か」の意見について行き、感情的になるところもある。アンケートならば家でじっくり考え記入できると考える」というものでございました。

他にも討論がございましたが、本席では省略いたします。

討論を終結し、起立採決の結果、本2件につきましては原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてでございますが、本件では、「本市の技術管理者の資格は、第2条の第何号で対応しているのか。また、一括法に伴う改正であるが、技術管理者について国の基準どおりとしている。どのように参酌したのか伺う」との質疑に対しまして、「第2条第5号に該当する者を技術管理者として指定している。また、各市の実情に応じて変えていくことは可能であるが、本市の場合は、法の施行規則と同様の内容で問題がないため、同じ内容としている」との答弁がございました。

次に、「製造メーカーや施設の設置業者からの派遣技術者が何人いるのか伺う」との質疑に対しまして、「運転管理は、設置メーカーからの派遣ではなく委託業者の6人で行っている。修繕については設置メーカーに委託している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてでございますが、本件では「現在の水道技術管理者は、どこの条項に該当するのか。また、一括法に伴う改正であるが、どこを参酌したのか伺う」との質疑に対しまして、「現在の水道技術管理者の資格は、第4条第1号から引用され、第3条第1号に該当している。また、資格基準については、変更する特段の理由がなかったことから施行令に準じている」との答弁がございました。

質疑を終結し討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号大竹市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてでございますが本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号大竹市暴力団排除条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では「現在の条例でも、メーターの設置位置は決まっていると思うが、新たに条例に追加する理由を伺う」との質疑に対しまして、「現在は、給水装置にメーターの設置が義務づけられている。しかしながら高層アパート等では受水槽以降にメーターを設置するケースもある。受水槽以降は給水装置ではないため、現在の条例に抵触するおそれもある。これらのことを整理するため条例を改正する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第73号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「国民健康保険の広域化の動きを、その都度報告してもらいたいとお願いをしているが、その後の状況はどうであるのか」との質疑に対しまして、「10月中旬に、担当課長会議が開催された。そこでの意見を踏まえ、県が全体をまとめ、今後、市に対し意見を聞いてくる」との答弁がございました。

次に、「担当課長会議での協議事項は何か。また、市からはどのような意見を述べているのか伺う」との質疑に対しまして、「協議事項は、保険財政共同安定化事業についてである。内容は「現在、30万円以上の給付費について共同で負担をしているが、今後、給付費の全てを県下で共同し負担をしていく」というものである。県は、実施する時期を、国が平成27年度からとしていたものを1年前倒しし、26年度から実施したいという意向であった。市からの意見としては、協議等に時間がかかるため、27年度からしてほしいと述べている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第74号平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第75号平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第76号平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本3件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、大井議員。

○2番（大井 渉） 議案第62号及び第63号大竹市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正についてと大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定について、

原案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、今回の定例会で説明責任について、一般質問をさせていただきました。まさにこの二つの議案は説明責任が全くされておらず、我々は、市民の皆様から報酬や給与をもらっている立場からしても、大変失礼な議案の提出と感じました。11月に高い旅費を使って先進地の事例研修に行きました。行政や議会のありようを学んで帰ってきました。東京の多摩市や神奈川県藤沢市は、理想とする行政と議会の緊張した関係でございました。それぞれ二百数十回、藤沢市においては九百数十回のごみ有料化の説明をされたことを聞き、大竹市も見習うべきではなかろうかと感じました。視察した2つの町は、当たり前のことをされているだけで、当市での説明も乏しい中での議案提出はいかがなものかと思いました。視察に参加された議員も、私と同じようにしんしゃくされたのではないかと思います。市民にいろいろな御負担をお願いするときは、常識ある行政の説明責任が果たされて当然だと思っております。本来なら継続という意見の一致を見ればよかったです。継続が少数でしたので反対という立場をとらざるを得なかったことも事実でございます。議会の議決がないと説明できないという冗談ともとれるような答弁もございました。

今後、RDFでごみの焼却は継続するのか、処理はどうするのかも踏まえて、活発な議論がなされ、市民の理解と賛同をもらえることを期待して、私の意見とさせていただきます。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

7番、北林議員。

○7番（北林 隆） 私は、議案第62号及び議案第63号の両議案について、賛成の立場で討論します。

本議案は、何をするかは、ごみ処理手数料を導入するということですが、大事なものは「なぜ」と「どうする」ということを丁寧に説明する。市民の皆さんにごみ減量・ごみ分別・ごみ資源化に取り組んでいただきたいということを訴えるということになりますが、その取り組みを実践されない方には、ごみ処理費を多少、多く御負担いただくということになる。これを御理解していただかなければなりません。現状におけるRDFの製造施設の運転コスト、発電事業に要するコスト、高額な修繕費の抑制や平成30年の契約更新もしくはごみ処理、焼却処理ということになりますと、その最終処分場の確保など、今後、ごみ処理施設のあり方の容易ならざる課題を整理するには、今からでも早期にごみの減量に取り組む、将来のごみ処理施設の施策のあり方を検討する時間が必要であろうと考えます。

また、ごみ手数料を導入するごみの種類は、燃やすごみと粗大ごみを対象としておりますが、目的とするごみ減量には、燃やすごみの発生量の削減や分別による資源化の徹底が不可欠で、粗大ごみでは市外からの流入防止を牽制する。家庭系持ち込みごみの粗大ごみは、搬入手段を有していない市民との公平性を確保する。無料でのごみ処理は、税の再配分を考えれば、多く出す人は利益となります。結果、不公平を生じさせております。ごみ処理費負担の公平性を図るという前向きな方策の結果が、ごみ手数料を導入することであるということ、市民の皆さんに理解していただかなければならないと考えます。

なお、高齢者や子育て中の方など、こういった生活弱者と思われる方々には、それなり

の施策をして負担が増大することがなきよう努める必要もあるのではないかと考えております。

市民アンケートの結果では、ごみ減量化促進や環境負荷軽減と分別リサイクル推進など、ごみ環境の問題を意識し、56%の方が「有料化はすべきである」または「導入は仕方がない」と答えられております。ごみ処理費有料化では、半数以上の方に理解を示していただいております。このことは、既にごみ減量に取り組んでおられる個人、組織、団体もあり、ぜひこの機運を広げていただきたいと思いますと思っております。市民自治、市民協働という面からも、ごみ減量化、ごみ資源化に取り組むことで、ごみ環境に意識の高いよいまち大竹と主張するのも一つのまちの行動ではないかと考えます。我々議員も、執行部と協力して、今述べました「なぜ」と「どうする」を丁寧に市民説明することで、よいまち大竹づくりに積極的に関与すべきと考えます。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

4番、藤井議員。

○4番（藤井 馨） 私は、議案第62号、第63号について、反対の立場で討論いたします。

去る、5日の一般質問と7日の生活環境委員会においても発言をいたしました、「ごみの有料化について反対する」と言っているわけではありません。「市民に対する説明が不十分のまま有料化を強行しようとするのがおかしいのではないか」というふうに言っているのでございます。市長においては、平成20年、平成24年に大竹市廃棄物減量等推進審議会から答申を受けられ、このたび条例改正を上程されています。市民に対する説明は、

「帰ってきたゴミダス」と称しまして、広報の9月から12月にかけて4回連続掲載しています。

また、600世帯を対象にアンケートを行っています。このアンケートの結果は、回収率が約半分の282世帯であり、そのうちわずか13%、37件が有料化が必要であると回答している。いろいろ考え方はあろうかと思いますが、私が最も注目しているのは「仕方がない」と答える方が42.9%、121件もあることです。これを賛成ととるかまたは反対ととるか、大きくごみ有料化が賛成か反対か分かれるところであります。42.9%といえばおおよそ半分の方たちが諦めているのではないですか。この方たちに、大竹市のごみ処理の現状、また平成30年の後の取り組み等を丁寧に説明すれば、私は賛成のほうに傾いてくれるんじゃないかというふうに理解しているわけです。「紙に書くのではなく、面と向かって対話してください」こうお願いしているわけでございます。この不景気の中、出費を伴うことを説明するのは、とてもつらいと思いますが、わかっていますよ、必ず。採否に関係することは、トップダウンではなく上から目線ではなく、市民・議会・行政が納得の上で進めるべきだと考えます。現に議案が採択されたら、4月から7月までに18回も説明会を行うという案が出されているのではないですか。説明会を先にやり、条例上程をし進めるのが当たり前ではないですか。私は、物事が逆さまですよということ、終始訴えているのであります。市民の理解不足の中で事を進めてはならないと思います。3月議会に条例上程すればいいのではないですか。3カ月も説明時間がありますよ。私は、しっかりやれば必ず理解をいただいて円満解決すると思います。

十

以上の理由により、議案第62号、第63号を認定することに反対の討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

15番、田中議員。

○15番（田中実穂） 私は、議案第62号及び63号に賛成の立場から討論を行います。

昭和30年代後半からの高度成長期に入って、大量生産、大量消費まだ使える物までが大量廃棄される時代となりました。以後、数十年間、全てのごみを一緒に焼却し続けてきた多くの自治体、しかしダイオキシンへの規制を受けて、それまでの焼却処理からRDFの固形燃料化にしたのが、本市では平成15年でした。私たち公明党員の視察研修として、夢エネルギーセンターに伺ったのが翌年の4月7日でした。収集したごみがピットに入れられてからRDFになるまでの行程を教わったり、缶や瓶の仕分け、また燃えないごみの分別には気の遠くなる思いがいたしました。そして、何よりも驚いたのは、燃やすごみの中になぜこんな物がと思われる物が混入されていたのです。金づちやパール、鉄板や厚いプラスチックなど切りがありません。参加した多くの人から、「ごみの出し方にびっくりした」「ごみ問題の取り組みを地域で検討することが必要だと感じた」との声が聞かれました。

以来私どもは、一般質問で何度かごみの分別収集の向上を訴えてきました。執行部もまた、広報紙で何度も、分別についてのお願いやごみ処理にかかる経費をお知らせするなど、市民の皆さんに協力をお願いしてこられました。ある自治会においては、環境衛生の役員さんが、収集場所で監視するなどしたそうですが、ある自治会の、よく思わない人の心ない言葉でいつとはなしに立ち消えたようであります。正義が負けたと、非常に苦しい思いをいたしました。我が家のごみはステーションまで出したら終わり、それでいいのでしょうか。繰り返し繰り返しお願いしても意識改革ができない。百聞は一見にしかずです。どういった単位でもよいから、一度、処理場を見学してほしいと私は思います。

私は、あの視察研修をしたときから、有料化も考えないといけないなどずっと思っていました。何でもかんでも袋に詰めて多くのごみを出す人には、それなりの負担をせよ。資源ごみなどときちんと分別している人との公平性が重要だと思えます。えてして何だかんだと言う人の多くは、分別ができていない人ではないでしょうか。受益者負担はいたし方ないと思えます。「先に市民に説明すべきだ、決めてからでは逆だ」という方もいらっしゃる。そうかもしれません。今回、採択されれば、来年度に入ってごみ処理の実態や経緯について、地域に出向いてしっかりと説明していくのです。有料化については、突発的ではありません。平成19年と本年1月の終わりから2月にかけて2回目のアンケート調査も行っています。しかも、今回の有料化は、全てのごみが対象ではありません。燃やすごみと粗大ごみだけです。新聞・雑誌・段ボールを資源ごみに回すだけで、処理費の削減、RDF施設の維持管理費の削減に大いに寄与するのです。1キログラムの新聞を処理するのに50円かかるとか具体的な数字を挙げての説明も必要だと思えます。そして、有料化にすることによって問題となっている他の市町からの持ち込みの防御にもなると思われれます。翌年10月からの有料化によって、大竹市のごみ行政の大変革をしていきたい、しようではないかと、ここで声を大にして申し上げ、私の討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 私は、議案第62号、63号に、反対の立場で討論をいたします。

今回のごみ処理手数料の有料化導入は、市長の廃棄物減量化等推進審議会への1回目の諮問とその答申を受けて実施されようとするもので、目的はごみの減量化とされています。しかし、廃棄物減量化等推進審議会の答申では、「施設の効率的な運転及び維持管理経費削減のため、処理する行政の工夫と努力及びごみの排出者の市民及び事業者の減量化、分別の徹底などが不可欠である」と、第一義的に処理する行政の努力と工夫を提起し、その上で、第二義的に市民や事業者の減量化、分別の徹底を提起しているのです。

しかしながら、行政の努力と工夫は、何ら示されないで市民の負担のみ強いるものであります。市長からの2回目の諮問では、1. ごみ処理手数料の導入と負担の公平化について、2. ごみ減量化・資源化の具体的な取り組みについての2項目が諮問されましたが、廃棄物減量等推進審議会の答申では、ごみ手数料の導入と負担の公平化の答申だけが出されることで、今回の有料化への足がかりとなっております。このような一連の流れの中で、行政の努力と工夫はなおざりにされ、市民の負担のみが実行されようとしていることが明らかであります。有料化の目的は、ごみの減量化が目的とされていますが、有料化することで減量化を図るなど本末転倒であります。ごみ有料化がごみ減量に効果があるという説明は一面的な見方であり、減量効果が一時的なものにすぎないことは、他の自治体の経過や専門家の意見でも明らかであります。このような事実を市民に隠して有料化を提案することは、市民への裏切り行為ではありませんか。ごみの減量化が目的であれば、ごみの分別や資源化に取り組む施策を拡大、実行するべきであります。ごみ収集を無料のままでも、ごみ減量に成功している自治体もあります。そうした自治体の経験を学び、分別の種類の拡大と分別を通じて市民の意識改革に取り組むことこそが大切ではありませんか。問題に正面から取り組むのではなく、有料化という小手先の細工で市民をごまかし負担をさせることが目的と言わざるを得ません。市民の負担は3,100万円とされ、ごみの2割減量化が実行されれば2,290万円の歳出削減効果が生まれるとしていますが、全て有料化による市民の負担で生み出されるもので、廃棄物減量等推進審議会の答申にあります処理する行政の努力と工夫は何ら示されていないのであります。議会の中でも、有料化はやむを得ないとの発言や市民は諦めているなどの意見もありました。しかし、この不況のときであります。先ほどの同僚議員も引用されておりました。内閣府が7日に発表した景気判断であります。今、私たちは、年金の引き下げや介護保険料の値上げ、また消費税の増税が目前に迫っているときに、市民にとっては大きな負担となることは明らかであります。

今回の有料化の問題点のもう一つは、先ほど来意見が出ております市民への説明であります。議会で決めてから説明とされていますが、議会で決めてからの説明は、市民の皆様には報告することにしかありません。議会で決める前に、なぜ市民に説明をし理解を得ようとするのですか。市民に負担を強いるなどの新しい施策を実行されようとする場合、政策をつくる段階から、市民の皆様には協力をいただけるよう、意見を聞き十分な説明をすべきではありませんか。有料化の前に、まず高額な議員の報酬の削減やボーナス2割増し加

算などを廃止し、まず議員みずから積極的に協力するべきであります。本会議では、予算特別委員会や決算特別委員会においても、議員の処遇や報酬の削減については、たびたび提起されてきました。しかし、一向に削減に向けた進展が見られません。議員の報酬の2割削減とボーナス2割増しの廃止で2,400万円の財源が確保できます。みずからの身を削り、その上で市民に負担をお願いする姿勢こそが、今、議会と私たちに求められていると思いますがいかがでしょうか。みずからの身を切らずして市民に負担を求めるなど、議員としてあってはならないことだと私は考えます。今こそ市民の信頼を取り戻そうではありませんか。市民の批判に応える議会であってこそ、市民から信頼されるのではありませんか。議員の皆様の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 非常に難しい問題だとは思いますが、私も、何もこの12月議会で決めなくてもいいんじゃないかという気がしてました。もちろんその中には私の勉強不足も入ってるんですけども、今いろんな方の討論を聞いてまして、よく市民自治ということをしごく言うじゃないですか。私、あんまり原則とすれば、市民自治なんていうのは余り大きな期待をしている人間ではないんですけども、よく考えたらこのごみ問題なんかが、その最たるものですよ。そのときに、市民の信頼を得ようとする姿がなくてごみ減量なんてできないと思います。もちろん財政は厳しいですから、それなりに納得してもらえる部分については歳入増を図りたいっていうのであれば、非常にわかりやすく、私は賛成するかもしれませんが、このごみを減量化するために値上げをする、一部わかることはありますよ、もちろん。でも、例えば、大竹の場合はごみの処理コストがすごく高いわけですから、安いまちに比べればごみを減量化したときの効果も高いわけですね、残念ながら。同じ一人が1キロ減量するにしても、ごみの処理コストも低いまちだったら効果は薄いんですけども、大竹はぶち高いわけですから。大竹のごみは、減量することを考えたら宝の山ですよ。でも、そういう発想はどこにもありませんよね。

例えば、さっき今回の生活環境委員の方が視察に行ったお話をされましたけど、一般質問でもしましたけど、リサイクルが進んでいるまちがあります。あのときは何の意味というか具体的な理由はなくて、私が勝手に選んだ視察先でしたけども、やはり、値上げしたら減るっていう、一般質問で水道の話をしましたけど、そういうもんじゃありませんから。やっぱり分別をさらに進めてほしいのであれば、分別がしやすいような環境をつくってほしい。例えば、今からやりますっていうお話もありましたけど、そんなのいつでもできますよね。ゆめタウンのような民間企業があんなものつくってるのに行政はどこにもありません。そういうことをやろうと思えばすぐでもできる話なんですけども、どうも市の意思というよりか国がやってるとかほかのまちがやってるから足並みそろえてやりたいっていう、そういう程度の話に聞こえてならないんですよ。

それともう一つ、これも一般質問で言いましたけど、廃棄物処理法第6条、あの話は、不思議なんですけど、ほんと法律をきちんと読んでいない、大竹市条例で決めたことは大竹市条例で決めましたって言えばいいんですけども、廃棄物処理法に決まっているような

ことを言いますね。環境整備課の文章の中にいつも出てきますけども。やっぱり物事はきちんとやってほしい。市民を信頼するなりなんなりしてほしいし、どのぐらい分別する可能性のあるごみが燃やすごみの中に入ってるんか、それも調べたらわかると思うんですが、あんまり聞いたことがないんですけども。そういうものを含めて、やはり本当にごみを減量化したいのであれば、値上げする前に声をかけたほうが効果的だと思います。行政の方からすれば、公権力を盾にやったほうが楽かもしれないけども、それじゃあ意識は伝わらない。こんだけ減らしたら値上げせんでええんやけど協力していただけますかって、計算したことがないんでよくわかりませんけども、できれば、「こんだけ減量してくれたら、このぐらいの袋代で済むんやけどやってみましようよね」っていう言葉が出せないもんかなっていう気がいたします。

何はともあれ、この12月議会で決めなくてもいいのであれば、先に送ってほしかったんですけども、強引に決めるということになれば反対せざるを得ないなという気がいたします。地方として、一番、創意工夫ができるのがごみ問題ですから。そういう意味では、強引な物事の進め方というのは、余りよろしくないような気がいたします。

以上で、私の反対の討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

9番、細川議員。

○9番（細川雅子） 私は、議案第62号、63号に、賛成の立場で討論させていただきます。

一般質問でも、私も合意形成については取り上げさせていただきましたが、政策立案における合意形成の手法については、私と市長とは意見の異なる部分もあります。そういう意味で、市民と思いを共有するといった部分では、このたびの執行部の手法については、危惧するところもございしますが、審議の過程において市長が表明された今後の市民説明における執行部の考え方というのを受けとめさせていただくことにいたします。

また、議会の一員として、平成19年度に答申が出されたときから、もっと取り組むべきことがあったのではないかと、市民の代表である議決機関として、ごみの問題をどうしていくのかというのを、一つの機関としてもっと取り組むべきではなかったかといった思いもございします。議会と執行部の政策立案における立ち位置とかあり方については、今後もしっかりと議論を要する問題だと思っております。

このたびのごみ処理手数料有料化導入につきましては、どういうやり方がごみを出す人が本気でやるかということになりますが、私は、毎日、ごみを出している者の立場といたしましては、ごみを減量しましょう、減量しましょうと口で言われるよりは、むしろ有料化になったということになれば、本気でごみを減らそうというふうな動機づけというのは、かなり今までとは違ってくるというふうに思います。そういう意味では、まずは動機づけという面では、このたびの有料化というのは、大変ポイントは高いと思いますが、ただ大事なことは、一時的な減量効果よりは、これからずっと恒常的にごみの発生を抑制するそういう行動を市民の皆様にとっていただくことが大事だと思っておりますので、今後の市の取り組み姿勢というのが問われるところだと思います。

ただ、少し公平に見させていただきますと、平成19年度に答申が出てから、執行部は何

もやってこなかったじゃないかという見方は、ちょっと公平ではないかなというふうに私自身は受けとめております。この間、RDFに大変、お金がかかるということで、管理の方法についてもいろいろと工夫をされて、少しでも経費を抑えるような努力をされておりますし、不法投棄についてもいろんな努力をされている。また、生ごみの減量についても、少しでも減量効果があるような助成を、制度をつくっていただいたり、学校教育の現場でも環境を題材にして、ごみをどうやって減らそうかとか、そういった取り組みを全庁的にされているとは思いますが。ただ、残念なことに、まだまだ予算が財源がなかなか準備できないということで、取り組みたいけれどもできなかったということも幾つかあったというふうに聞いておりますので、今後は、有料化することによってできた財源とか、減量によってゆとりができた部分を、しっかりと活用していただきたいと思っております。

ただ、一つだけこの場をおかりして強く要望したいことがございます。

それは、経済的に厳しい世帯への配慮をしていただきたいと思っております。現在の今の日本の経済状況では、収入増が期待できないのに、各種公共料金とか生活必需品の値上がりが避けられない、そういった世帯層があります。今回の施策は、そこに追い打ちをかけるといったようなごみ処理手数料の有料化です。そういった苦しい世帯の方々にとっては大きな負担になると考えております。決してわずかな金額ではございません。こういった経済的に厳しい生活を強いられておられる方々への福祉的な配慮も、ぜひごみ処理手数料導入の実施計画案に反映していただくことを、意見として強く付させていただきます、賛成討論とさせていただきます。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、きょうまで2回の委員会の協議会それから議案の付託を受けての委員会としての審査、かなりこの間、思いを率直に述べさせていただいておりますので、繰り返しそのことについては述べないように省略するつもりで、意見を述べておきたいんですが、一つ、今、賛成された議員で、来年、固形化燃料を福山まで運んで福山のリサイクル発電所で処理してもらう手数料が今年度と来年度、どこがどう違うのかということをお聞きなんでしょうかね。そういう情報は、全然、執行部からなかったでしょう。今、トン当たり7,000円足らずですよ。固形化燃料を福山で処理してもらうのは、来年は1万以上になるんですから。そんなことも知りませんとコストが高いとか低いとか、他市と比較して検討してくれと言っても、その比較検討の資料も出ないとかいうようなことが、議会に対してもこういう状況ですから。じゃあ執行部なり議会として値上げに賛成するんなら、今、ごみの処理のためにどれだけの税金を使いよるか。ここをこういうふうに省けば節約できやあせんかと。ここへの協力なら我々も協力を惜しみませんよというような率直な意見交換をしたことがありますか。むしろ、この機会に、そういうことを実行して、ごみ処理だけの問題ではなしに、多くの行政分野で市民参加のもとに市民と協働してのまちづくりをやろうというんですから、そういう基本を踏まえた取り組みをするべきじゃないかと、私は思うんです。しかも、議会に対しても実態が理解できるような情報の提供も、聞いてもなかなか出ない。黙っとれば、今のようなことだって、審査の過程で執行部から話は全

然なかったよね。福山のリサイクル発電所でチップングフィーという言い方をするんですが、その処理費が上がったり下がったりする原因は何かと。今まで、この発電所へ処理をお願いしている県内の市町が、大竹市も株主になつとるが、株主として株主総会で、そのことをどういう書面でどう理解されたんか、議事録はもらって帰つとるんかと。そういうものがあるんなら議会へ出してくれと。こう言っても、「責任の所在はわからん」と。それで、きのう開示請求したら、「あれは、総会に誰それが出席したんじやが、議事録をもらおうとらん」とか、それで、経営実態がその報告された収支報告書については、最初は、「もらってない、公開してええかどうかわからん」と、再々、私もあちこち担当者のところを歩いて資料を出してほしいということをお願いしたら、「実は、ここにあったんです」と。こんな状態ですからね。議員がいろいろ言うにしても、適格に実態を踏まえた議論ができやせんじゃないですか。ましてや市民に値上げを求めるのに、値上げをしといてその理解を求めるという手法それ自体も、私はどなたかおっしゃいましたが、やり方がへこさかなの。値上げの前に、ごみ減量化・資源化に向けての取り組みが必要だと、皆さんの税金がこのように使われておるんだから、みんなで節約の道を探る上で協力してもらいたいと。市民を信頼してそういうお話を率直にすりゃあいいじゃないですか、実態を明らかにした上で。何でそれができんの。

それからもう一つ言いたいのは、今のRDF施設は、コスト高になるという根本的な欠陥を持つとる施設なんですよ。だから、「大竹の施設と他の市町の施設で処理している製造コストの比較検討ができる資料を出してください」と言うても出んでしょ。税金の無駄遣いのところは頬かむりをして市民に負担を求めるというのは、ちょっと筋が違やあせんか思うよね。これも自民党政治の負の遺産なんよ。大竹がRDF施設をやるときに、全国のあちこちでみんなトラブルを起こしとるんだから。それで当時、やれ広域化だとか、やれRDFをせにゃいけんとか、大型の処理施設をつくらにゃいけんとかいうのを進めたのは、当時の政権党と業界と官僚なんですよ。これが今、大きな荷物になつとるでしょう。大竹の実態を見ればはっきりしとるんだから。そういうことにはふたをして、値上げをすればごみが減るだろうとおっしゃるんじやが、それで、「じゃあ値上げをしたら、幾ら歳入があるか」言うたら「3,100万円だ」と。それで、「ごみの減量化の数値目標は幾らか」と聞いたたら「2割を削減目標にしとります」それで「歳出が幾ら減るか」言うたら「2,260万円だ」と、こうおっしゃる。これはまだ「だろう」の話ですよ。値上げをすれば3,100万円歳入がふえるかもわからんが、来年はチップングフィー、固形化燃料を処理してもらうのに1万幾らになるから、それだけで1,500万円ふえるんですよ、支出が。そういうことを、議員、誰も知りやあせんじゃないの。それで、歳入の3,100万円は、あれこれここに記載されとる計画表を見れば、これは3,100万円吹っ飛ぶんだから。人件費もふえるんでしょ。それで、歳出の部分で2,260万円というても、これは2割の減量化が実現しないとどうにもならん数字ですから。

だから、そういう基本的なことを踏まえて、市民の皆さんに実態をオープンにして、こういうことですから協力できるところは協力してくださいと。分別はこういうふうにお願ひできないかと、資源化をこういうふうに協力してもらえないかと。ここからが、まちづ

くりの出発点じゃないかと、私は思うんです。だから、今からでも遅くはありませんから、年が明けたら、各団体や地域での説明の際には、ありのままを説明をしてもらって、市民の協力を求めることを基本にした説明会にしてもらうことを、重々お願いしたいと思うんです。私も機会があれば、許す限り説明会に出て発言まで許してもらえれば、今のような実態を、こっちからも皆さんに聞いてもらいたいぐらいです。ということで、この12月議会での値上げについては、同意できないという率直な気持ちを述べさせていただいて、私の意見とします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

13番、原田議員。

○13番（原田 博） 議案第62号及び63号について、委員長報告どおり賛成の立場で討論をいたします。

今条例は、家庭から出るごみの減量を進めるためにまた負担の公平化を鑑み、ごみの手数料の導入について、大竹市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、燃やすごみと粗大ごみを対象に来年25年10月から実施するものです。ごみが少ないきれいなまちは、まちのステイタスでもあり、誰もが住みたいまち魅力あるまちとして、本市のまちづくりの基本となる大切な方向性の一つです。市民の多くは、それら本市の意向に沿った循環型社会の形成、構築に向けたまちづくり、分別化やリサイクルなど3Rへの取り組みなど、ごみ量を減らしていく努力・協力をしていくことには決してやぶさかではない私たちと共通した思いだと認識をいたしております。

今回の議案の趣旨・目的は、本市のごみ量を減らすために、今までいろいろと手を尽くしてきたが、リサイクル率はトップクラスなのに一人当たりのごみ量が減らないことから積年の苦肉策としてリアリティーな方策としてごみの減量に向け、市民の皆さんへ御負担をお願いするものと理解をしています。

本市のごみ処理経費につきましては、ごみトン当たりで見ますと本市も含め、RDFを製造している廿日市市、庄原市、府中市等が五、六万円と、他の市町に比べまして1.5倍から2倍程度高い傾向にありますが、これらのチップングフィーなど中身を精査していくことは必要だと思いますが、当時は、補助金の状況等から、現施設の建設についてはやむを得なかったものと承知いたしております。

ただ、福山リサイクル発電事業への参画は、平成30年度までのため、以後のRDF施設の方向性については検討となっており、可燃ごみの中間処理の今後は、RDF施設の継続、新たな焼却施設の建設、他市町との連携、最終処分場の確保、財政負担など近い将来でのごみ行政、懸案事項の判断・結論には、時間的余裕はありません。これまでのことに今、疑問を呈してももとは戻りませんが、それらのことを教訓に検証し考えていく、提案していく、決めていくことが今後はできます。

次にどの方策を選択しようと大きな経費が必要ですが、この経費の大きさは、そのときのごみの量に大きく左右されるものです。だからこそごみの減量化は、喫緊の課題だというふうに思っております。この議案が議決された後は、執行部が責任を持って市民の方に説明また御理解をいただく予定となっておりますが、さきに反対討論にもありましたように、

手法の説明ではなく、ごみ経費の実態をしっかりとお知らせし、なぜ減量が必要なのかを啓発するとともに、市民の皆さんに協力・理解を求めていくごみ行政・課題解決へと駒を進めていただければと思います。

私たちとしても、賛成・反対を問わず、議会、議員としての説明責任・役割が問われる議案であることは十二分に認識・承知をいたしております。さきの課題を見直すに当たり、どの方向になるにしてもごみの量が少なくなることは、将来に向けての私たちの負担が少なくなることに繋がります。

また、手数料から得られます歳入を待つことなく、25年4月からは、先行して生ごみ処理機への補助等を計画されていることなどは、ごみの減量に取り組むという決意の表明と私は受けとめております。今回の議案により、必ずやごみの減量を図られ、市民の皆さんにとって結果として認知されたものになりますよう心から強く望み、議会第62号及び第63号の賛成討論といたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件のうち、議案第62号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、及び議案63号大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定についての2件を除く9件を、一括採決いたします。

本9件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本9件は委員長の報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案63号大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



日程第25～日程第28〔一括上程〕

平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情

平成24年陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情

平成24年陳情第4号 大竹市総合福祉センター駐車場の確保についての陳情

平成24年陳情第5号 シルバー人材センター事務局体制の強化に伴う運営補助金の確保及び公共事業の発注による就業機会拡大についての陳情

○議長（西川健三） 日程第25、平成24年陳情第2号から日程第28、平成24年陳情第5号に至る4件を一括議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、上野克己議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条及び第104条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|------------|---|-------|-----------|
| 平成24年陳情第2号 | 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情 | 継続審査 | 24. 6. 8 |
| 平成24年陳情第3号 | 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情 | 継続審査 | 24. 9. 4 |
| 平成24年陳情第4号 | 大竹市総合福祉センター駐車場の確保についての陳情 | 採 択 | 24. 12. 5 |
| 平成24年陳情第5号 | シルバー人材センター事務局体制の強化に伴う運営補助金の確保及び公共事業の発注による就業機会拡大についての陳情 | 採 択 | 24. 12. 5 |

平成24年12月7日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは、去る6月定例会及び9月定例会におきまして、生活環境委員会に御付託をいただき、閉会中の継続審査としておりました陳情2件。また、12月5日の本会議におきまして御付託をいただきました陳情2件につきまして、7日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

まずは、平成24年陳情第2号、地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情及び平成24年陳情第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情でございますが、本2件につきましては一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

審査の中で委員から、「出先機関の機械的な廃止については、慎重にならざるを得ない。国の責任、市町の責任を全うできるような組織や機関の存続は大事なことであるため、簡単に結論づけるわけにはいかない。関係機関、関係自治体の動向を見ながらさらなる検討をするという意味で継続にするべきと考える」との意見がございました。採決の結果、本2件につきましては継続審査にすべきものと決しております。

続きまして、平成24年陳情第4号大竹市総合福祉センター駐車場の確保についての陳情でございますが、本件は、社会福祉法人、大竹市社会福祉協議会、会長 田中弘明氏から提出された陳情で、その趣旨は、社会福祉協議会が指定管理者として管理・運営をしている総合福祉センターについて、当初から駐車場不足が懸念をされていた。今までは隣接の民間所有地を使用していたが、このたび土地が売却され開発されることになり、駐車場用地の確保が喫緊の課題となったため御尽力をお願いしたいというものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「総合福祉センターの駐車場は正面に約30台あり、地域福祉活動の活発化によりさまざまな団体が研修会や講座等を行っている。なるべく多くの人に参加してもらうためにも駐車場は必要である。隣接地を利用しているが、利用できる期間も限られているため、周辺に駐車場が必要であると考えている」というものでございました。

次に、「社会福祉協議会の職員はどこに駐車しているのか伺う」という質疑に対し、「現在は、引き続き隣接地を利用しているが、一時、売却に伴い来客用の駐車場が不足する懸念があったため、大竹駅東側の土地開発公社が所有する土地を職員用駐車場として利用していたこともあった」との答弁がございました。審査の中で委員から、「職員には、なるべく来客者用駐車場に置いてほしくないと思うが、来客者の駐車場確保については、必要なことであるため採択すべきと考える」との意見がございました。

他にも意見がございましたが、本席では省略いたします。

採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

続きまして、平成24年陳情第5号シルバー人材センター事務局体制の強化に伴う運営補助金の確保及び公共事業の発注による就業機会拡大についての陳情でございますが、本件は、公益社団法人シルバー人材センター理事長 小田源三氏から提出された陳情で、その趣旨は、シルバー人材センター事業に係る国の補助金が行政刷新会議の事業仕分けにより

3分の1という大幅削減がされ運営が苦境に陥っている。急増する高齢者の受け皿としての機能を十分に果たせるように、事務局体制の強化に伴う運営補助金の確保及び公共事業の発注による就業機会の拡大について陳情するというものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「執行部にも同様の要望書が提出されており、運営補助金の確保については、「国の補助金の動向を見きわめながら、運営補助金の運営費に占める割合などを総合的に勘案し予算計上する」と回答している。就業機会の拡大については、「シルバー人材センターは、高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進などで波及効果が大きいと認識している。行政における事業発注については本来の目的を鑑みつつ行っていく」と回答している」というものでございました。

次に、「シルバー人材センターは、民業との競業という問題点がある。陳情書の中には公共事業の特別の配慮と書かれているが、対象となる公共事業は何が考えられるのか伺う」との質疑に対し、「従来から民業圧迫という考えと、一方では高齢者の福祉という考えもある。現在行っているものとして、コミュニティサロンの指定管理や除草などがある。民間とのバランスを考えながら発注していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

審査の中で委員から、「シルバー人材センターの職員体制について危惧されているが、若い人材を雇用しなければ運営そのものが危惧される。高齢者福祉ということで、本市の医療費削減などに貢献していることから応援すべきと考える。また、公共事業についても安価に行っていることから、市には必要な組織と考え採択すべきと考える」との意見がございました。

採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情4件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち平成24年陳情第2号及び平成24年陳情第3号に関する委員長の報告は、いずれも閉会中の継続審査の申し出であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、閉会中の継続審査と決定いたしました。

続いて、平成24年陳情第4号及び平成24年陳情第5号を一括採決いたします。

本2件に関する委員長の報告は、いずれも採択であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本2件は、採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 平成24年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

○議長（西川健三） 日程第29、平成24年陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

まちづくり対策特別委員長、寺岡公章議員。

まちづくり対策特別委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                | 審査の結果 | 付託年月日     |
|----------------|--------------------|-------|-----------|
| 平成24年<br>陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 不 採 択 | 24. 3. 26 |

平成24年12月10日

大竹市議会議長 西川 健三 様

まちづくり対策特別委員長 寺岡 公章

〔まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○まちづくり対策特別委員長（寺岡公章） まちづくり対策特別委員会に御付託をいただいております陳情1件につきまして、去る12月10日に委員会を開催し審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

本陳情は、平成24年3月定例会に提出された平成24年陳情第1号小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情で、これまでの審査で結論に至らず、継続審査となっているものです。

審査において、まず、前回9月10日以降の状況について執行部に報告を求めたところ、「前回の委員会から新たに報告するようなことは特にない。小学校移転跡地については、民間への売却を基本に検討することとしている」との報告がありました。

続いて、委員の意見を求めたところ、不採択の立場で3名の委員から意見がありました。

その趣旨は、「小方小・中学校跡地は売却の方向で進んでいる。また、小方新駅の構想も今後のまちづくりの大切な要素である。陳情書どおりのまちづくりが可能であれば望ましいことだが、公園の設置によって今後の計画に支障を来すことがあると思われる。また、いつまでも継続審査にして地域の人に期待を持たせるのもいかがかと思う。まちづくりの全体像がはっきりするまで陳情を取り下げただけのが最適だが、本日の段階では困難

なことなので、不採択が望ましい」というもののほか、「全体的な小方のまちづくりにかかわる話であるし、公園設置は土地造成特別会計にも影響を与える」。また、「現実にこれだけの規模の公園をつくるということは考えられない」というものでした。

続いて、ほかの委員から継続審査の動議が出され、その趣旨は、「平成12年に岩国大竹道路建設計画に対する陳情書8項目が提出され、議会で採択されている。今は100戸近くの方々が立ち退いて、まちは当時の面影がなくなり文化・伝統も衰退しているように思う。公園を設置するのは、学校跡地の中のわずか3,000平方メートルである。これからのまちづくりは、協働のために市民や自治会の力をかりないと前に進まない状況になろうとしている。小方のまちづくりを復活させる起点として考えているので、継続して審査してもらいたい」というものでした。

この継続審査の動議は、起立採決の結果、起立少数で否決となっております。

その後、本件を起立採決した結果、起立少数により「不採択とすべきもの」と決しております。

以上で、御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、大井議員。

○2番（大井 渉） ただいまのまちづくり対策特別委員会の不採択のことにつきまして、私は採択あるいは継続という立場で意見を述べさせていただきます。執行部にも同様の陳情が出されております。約12年前に提出された小方地域の陳情書は、JR小方駅をつくることも含めた内容で、議会も採択をしています。

当時は、まち壊しだと、小方地区で二千数百名、大竹市内全域でも8,000名近い人が岩国大竹道路の反対の署名をされたと、ベテラン議員や地域の人から聞きました。何十年と家族的なつき合いをしてきた小方や御園地域のつき合いを壊してまで、この道路の必要性を訴えてきた行政や議会は、地元住民に理解と協力を求めたそうです。そのときはほとんどの要望を聞き入れるようなことを言っておきながら、10年以上過ぎた今日、伝統的に行われてきたとんどや盆踊り、餅つき大会など、市民の憩いとコミュニティーの場所である公園設置の要望さえ拒否する執行部と議会に対して、地域住民だけでなく多くの市民がこの経緯を知れば憤りを覚えるに違いありません。小方まちづくり委員会なるものを地域振興課内に設置しても、昨年も今年も会議は1回も開催されていません。約束を守らない行政や議会であってはなりません。市長は、常々、「信頼関係が大事だ。協働の精神でまちづくりと人づくりを行う」と言っておられるが、それに反した言動では、第五次総合計画から協働という言葉が形骸化していくように感じております。今こそ議会の、そして議員

の誇りある判断が求められているときです。せめて、地域に迷惑をおかけしたので、今後、全力で努力するくらいは言っていたきたかった。不採択の中にも、再度、提出してもらいたいという優しい方もおられました。今、委員長が御報告されたように期待を持たせてはまずいというような意見も聞かれました。経緯を話せば、希望を持たせるのがあるいはそのために努力をするのが行政や議会の役割ではないでしょうか。思いやりがあり優しいまちにしか人は住まない。間違いなくこのまちは、衰退していくに違いないと思えますし、現にそういう状況です。私は、そのようなまちにしたいはありません。どうか、約束を守るそういうまちにさせていただくように、ぜひこの案件につきましては、継続並びに採択の方向で、議員の皆様の賛同をお願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

15番、田中議員。

○15番（田中実穂） 私は、今回、この陳情について否決、不採択に賛同したわけですが、今、委員のほうからも、この岩国大竹道路についての反対の署名ということがありましたけれども、実はこの7,000名の署名は、調べてみますと、岩国大竹道路の建設の反対ではなしに、この岩国大竹道路を無料化してほしいというのが一つ、それからもう一つは、高規格道路ではなくしてバイパス的な道路でいいのではないかというのが一つ、もう一つがいわゆる、当時ですと150戸とお聞きしてますけども、150戸の立ち退き等が生じるよりもルートを変更してもらえないかというための署名であったように、私は記憶をいたしております。

その後、この地元の協議会のほうから8項目にわたる陳情が出されまして、今言った7,000名によるこの陳情については不採択と、審議未了ということになっております。その後、8項目についての陳情はそのまま残っておりまして、これからまたさらに、新たな展開が生じたときには検討されるだろうと思います。

そして、この不採択の理由ですけれども、「いたずらに希望を抱かせるだけの」という表現をいたしましたけれども、今の段階で3,000平米に及ぶ広大な公園をという文言があります。これを採択すると、後々になったときに、議会ですということになるおそれもございます。また新たな展開が生まれたときに、もっともっと具体的な公園像というものもできるのではないかというふうに私は思います。

しがたって、今回のこの陳情について、不採択とさせていただいたわけでありまして。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

4番、藤井議員。

○4番（藤井 馨） まちづくり対策特別委員会の委員長より御報告がございましたが、不採択ということでございます。その席に、私が継続ないしは採択していただきたいということで意見を述べさせていただきましたが、残念ながら不採択ということになりました。したがって、不採択に反対する討論ということで、もう一度ここで述べさせていただきたいと思っております。

本件は、平成24年陳情第1号として、小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情が出され

たものであります。平成24年3月26日付で受理されております。24年、ついせんだってですが12月10日に審議されるまでは継続審議としてきた経緯がありますが、12月10日に突然、継続打ち切り、採択ということになりまして、私は非常に残念に思っております。

この件は、岩国大竹道路建設事業、これは平成10年12月に発表され、この事業による立ち退きで、皆様、御承知のとおり小方の1・2丁目の住民の多くの方々が、生まれた家を後にしております。皆さん、考えてみてください。生まれた家を捨てるには勇気が要りますよ。国のため市のために決断したと、私は、小方の方々に頭が下がる思いでございます。

平成12年11月20日に、当時の議会は、住民の心中を考え、当時の地元協議会からの岩国大竹道路計画に対する陳情書を採択しております。その中には、8項目の陳情が述べられております。その5番目に、「ルート周辺にある古い生活文化財に対しては、効果的な保存対策を望む」とあります。それから12年経過しておりますが、まさに今回の陳情書は、このことを具体的に陳情しているものであり、当時の採択を引き継いでいると、私は考えております。具体的に陳情書を見ればわかります。一つだけ陳情書の中を抜粋しますが、「地区自治会の各種イベントができる公園であること」とあります。具体的には盆踊り、とんど祭り、餅つき、世代間交流行事、子供会行事等、これらが行えるような公園設置の要求であります。何ら12年前とおかしいことはありません。地区のすばらしい行事を次世代に引き継いでいく、それを学んだ子供たちが、これからの大竹をつくっていくのではないのでしょうか。本市も、市民と協働のまちづくりをうたっているではないですか。中国のことわざにも、「一年の計は穀を樹うるにごとくはなし、十年の計は木を樹うるにごとくはなし、終身の計は人を樹うるにごとくはなし」とあります。国家をつくるのは人間です。大竹市をつくるのも市民です。人間形成の費用とすれば、公園設置はそんなに高いものではありません。

以上の考えで私は、本陳情第1号をぜひ採択していただきたいと考えます。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

11番、上野議員。

○11番（上野克己） 私は、本陳情を、先ほど委員長報告がありましたとおりの賛成の立場で討論をいたします。

本陳情は、小方小学校移転跡地へと、この3,000平米、1,000坪の敷地面積の公園設置の陳情でございます。ピンポイントで小方小学校、そこへ3,000平米というふうに明記されております。私は、先般、12月4日の一般質問で、小方小・中学校の跡地の早期活用方針を質問いたしました。答弁では、岩国大竹道路の進捗状況を見据えて判断しなければならぬということでした。今後のまちづくりにおきましても、小方新駅の構想も大変、大切な要素でありますし、小方小・中学校跡地は、先ほどありましたように大願寺山への支払いスキーム、売却の方向で進んでいるものでございます。陳情書どおりのまち、例えば、小方小学校跡地に住宅というふうな方向性が出ますと、当然、公園というべきものは必要となりますが、しかしながら、今、どういう活用方法かと決まっております。そのためにも、今後の計画に支障を来すおそれが大変あるというふうに思います。先ほど

は、希望を遮るわけでは全くございませんが、しかし、今、本当に前が決まっていないのに、いつまでも継続審査で地域の人にそこに公園が設置できるというように期待を持ってもらうのも、本当にいかがかと思えます。現状での跡地の方向性を決定してから、全体像がはっきりしてまちづくりの全体を見据えて、初めて私は、公園設置、全体の中での公園とか、そういう部分について、話していただきたいというふうに思えます。そういう意味におきまして、現状では不採択ということが望ましいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西川健三） ですから、委員長長の報告に賛成ということですね。はい。

他に討論はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、継続にしてまず執行部のほうの何らかの跡地の活用策が決まれば決まったで、その段階で十分議論を深めて態度を決めてもいいんじゃないかと思うんです。今まで、議会の陳情の取り扱いの中で、私の経験では新町の市道の拡幅計画が、一時、頓挫をして地元の自治会から改めて陳情が出た経緯があるんですが、この陳情は4年間、継続審査で時間をかけて、例の都市計画街路青木線との整合性をどう維持できるかというようなことを議論した経験も持っておりますが、何も4年間というような長い期間を要する問題でもないと思うんで、これからの小方のまちづくりの全体像について、市長が考えておられるんなら、その腹案をひとつ内部でも整理をされるなり、時期を見て議会に説明されるなりというふうなことで並行して継続にして、跡地の利用については十分、検討すりゃあいいんじゃないかと思うんですが。この場で採択するとかせんとかじゃなしに、私は、継続が穏当なやり方だと思うんです。

○議長（西川健三） 山本議員、済みません、今、採択かどうかということに、継続に委員長の報告では。

○16番（山本孝三） いやいや、だから、その意見を述べよるんです。委員長がどういう報告をしたかを踏まえて言いよるんだから。不採択でしょう、委員長は、報告は。

○議長（西川健三） そうです。

○16番（山本孝三） だから、不採択じゃあいう扱いにせんと、継続にしたらどうかという私の希望意見を述べよるんです。そういうことです。

○議長（西川健三） どっちでもないということですね。

他に討論はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 済みません、ちょっとおくれまして。

不採択という報告でしたよね。私、昔、晴海の第一公園のことで、ちょっと残らないかなど、残してもらえないかなと思って行動したことがありますけど、あのときも晴海の沖に大きい公園ができる。公園の占有率というかなんていうか一番ですから、「なくてもいいです」って言われたことがあるんですけども。

例えば、広島のだ真ん中に平和公園がありますけど、あれが1個あったら、中区には公園は要りませんよね、そういう発想から行けば。だけど、平和公園の近くに児童公園はち

ゃんとあります。やっぱり目的がそれぞれあるわけで、ましてや今は、まちが歯が抜けたようにお宅が減ったりしてること、このまちの中でよく見ますよね。確かにこの陳情、小方小学校の跡地の3,000平米って最初聞いたときに、すごいことを言うなっていう気が正直しましたけども、でもあそこを何かするには、どっちみち3,000とはいかないかもしれないけども一定の広さの公園は要るでしょうし、そういうことで何もここで一刀両断、この3カ月の間に大きく状況が変わったとは思えないんですけども、なぜこういうことになったのかなと正直よくわからないところを感じます。

私も継続してほしいと思いますが、それはないみたいですけども。

議会が陳情を採択するっていうことがどういう意味合いを持つのか、私、突き詰めたところはよくわからないところがありますけども、小方のまちづくりがらみで晴海第一公園は消えました。でもあれをつくるときには、「公園付きの住宅ですよ」って言ったわけですから、それで海の端っこ大きいとはいいいながら鍵のかかった公園に変わってしまいましたよね。大願寺の話が午前中にありましたけども、あそこのレイアウトも、よく見たら一番、東の端っこに公園が行ってます。あそこが悪いとは言いませんけども、できれば公園というのは、小さな公園というのは生活圏の中にあってほしいなという気がします。そういうことを考えたときに、この場で「あれ」っていう形で不採択とするのはいかがなものかと思ひまして、期待を持たせるわけにはいかないというのもわかりますが、少しぐらい期待を持たせてあげてもいいんじゃないかなと思ひまして、私は継続ができないのであれば、採択してほしいと思います。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

5番、乃美議員。

○5番（乃美晴一） 私は、委員長報告どおり不採択ということで、意見を述べさせていただきます。理由は二つです。

一つは、岩国大竹道路の道路構造がまだ確定してないというところが、大きな問題があると。道路構造の確定により、まちの形はがらっと変わります。そのことを踏まえた上で意思決定をして、跡地についてどういった活用ができるのか考えていかないといけないというふうに考えております。

もう一つは、議会の採択ということの重さを捉えます。継続審議も含めてなんですが、採択することにより、土地もしくは先ほど言われましたように「民間売却を基本に考える」と言われました。議会採択がそこに附属すると、買おうとする方は、その議会採択を前提に物を考えなくてはいけなくなります。場所も議会採択により確定させると、そのことを前提に、全ての計画を組まなくてはならざるを得なくなります。そういったことを避けるためにも、実は本当はこの陳情は取り下げてほしいという思いなんですけど、あらかたまちづくりのありようが固まった段階、公園は必要だと思ってますのであらかた固まった段階での再提出が本当は一番、望ましいのかなというふうに思ってますので、今の時点で継続審議することにも反対ですし、先ほどの理由で不採択というのがいたし方ない判断になるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を起立により採決いたします。

ここで念のため御説明いたします。

委員長の報告は不採択ですが、ここでは採択すべきかどうかを諮ることになります。採決に当たっては、委員長の不採択の報告にかかわらず、陳情第1号を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（西川健三） 起立少数と認めます。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申しあげました各案件を、終始、熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。いずれの案件につきましても、原案のとおり議決を賜りました。心より厚く御礼を申し上げます。

私は、市民の皆様から尊敬されます議会、議員の皆様方であっていただきたいと、いつも願っております。議会ではそうあるべく議会の改革される努力をやり続けていらっしゃいます。大変、御尊敬申し上げ、そして感謝を申し上げます。皆様方の議決なしでは、行政は何の執行もできません。今議会で判断をされ議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

二千数百年前の直接民主主義の時代のアテネにおいては、直接民主主義制度を採用し、議員の皆様方は2年交代という順番で行われておりました。この時代、プラトンは、「市民の皆様方のとおりに動く議会であれば、それは順番かまたはくじで議員を選べばいい」というようなことを言われた時代がございます。その後、モンテスキューは、「市

民の大部分は、選挙することに関しては十分な能力を持っているにしても、選挙されるだけの能力を持ち合わせていない。代表者たちの持つ大きな長所は、彼らが諸案件を討議する能力を持つ。一般人は、全くその任に適さない。これが民主主義の難点だ」ということを指摘をされておられます。

まさに、市民の皆さん方のおっしゃられるとおりに議会が動くのであれば、まさに一部の議員のおっしゃるように議員の歳費・値段・給与について、報酬について、その値段については、まさに不適切だというふうに思いますが、私はいつも申し上げておりますように、議会の皆さん方が尊敬され、市民の皆さん方から頼りにされる議会であっていただきたいということを言い続けております。そういう意味での、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

今回、議員の皆様方からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、そして今いただきました反対の討論の御意見につきましても、しっかり心にとどめて、これからの市政運営に反映させてまいりたいというふうに考えております。

最後になりますが、今回の大願寺地区のディベロッパーにつきましては、まさに土地に対する投機ができないような厳しい経済情勢の中、また消費税が上がるという議論の中の先が見えない中で、企業経営の努力をされて事業計画を立てられ資金計画を立てられて、あの土地を大変なリスクで購入をしていただきました。その上に、自分の夢として、いいまちをつくり上げたい、そして年収の少ない若い人でも買ってもらえるような住宅地をつくり上げたいという夢をおっしゃったそのことを今、実現しつつ努力をしてくださっております。行政の立場からも、いいまち大竹をつくりたい夢を共有するということで、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。どうか、このことにつきましても、議員の皆様方、御理解をいただきたいというふうに思います。

これから、年末年始を向かえ、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川健三） これにて、本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会します。

15時30分 閉会

(24. 12. 14)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月14日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 原 田 博

+